

令和4年色麻町議会定例会6月会議会議録（第1号）

令和4年6月7日（火曜日）午前10時00分開会

出席議員 12名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 10番 天野秀実君

欠員 なし

会議録署名議員

11番	山田康雄君	12番	福田弘君
-----	-------	-----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君
清水保育所長	今野稔君

教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹荒弘君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	山崎長寿君
農業委員会事務局長	高橋康起君
代表監査委員	早坂仁一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	大泉信也君

議事日程 第1号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会議日程の決定
日程第3	一般質問
日程第4	報告第1号 令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和3年度色麻町一般会計繰越明許費）
日程第5	報告第2号 令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計繰越明許費）
日程第6	報告第3号 令和3年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第7	報告第4号 専決処分の報告について（色麻町税条例等の一部改正）
日程第8	報告第5号 専決処分の報告について（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）
日程第9	議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第10	議案第37号 色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第38号 色麻町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第12	議案第39号 色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第40号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第41号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第42号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第43号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第44号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 議案第45号 令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議発第3号 水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書（案）
- 日程第18 議員の派遣について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第1号 令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和3年度色麻町一般会計繰越明許費）
- 日程第5 報告第2号 令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計繰越明許費）
- 日程第6 報告第3号 令和3年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（色麻町税条例等の一部改正）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の報告について（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第9 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第37号 色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第38号 色麻町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第39号 色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本会議はクールビズ対応のため、6月会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年色麻町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程並びに6月会議日程案は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

また、長より提案された会議事件は、報告が5か件、議案が第36号から第44号までの9か件、合わせて14か件であります。なお、定例月でもありますので、追加提案されることもあります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、一般質問の通告者は、3番相原和洋議員外1名であります。なお、質問の要旨は総括表にして議員各位のお手元に配付しております。また、回答書を必要とする質問者に対しては、回答の要旨を配付しております。

次に、監査委員から令和4年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査結果報告書並びに随時監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。

次に、委員会活動であります。総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会からそれぞれ所管事務調査報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。このことについて、後ほど委員長から報告をいただくこととしております。なお、所管事務調査は委員会に与えられた固有の権限でありますから、調査で得られた知識を今後の議会活動に大いに活用されるよう、議長としてお願いをいたします。

次に、定例会3月会議において可決しました意見書について報告をいたします。

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について、内閣総理大臣に対し議長名を持って送付し、適切な措置を講じられるよう強く要望したところであります。

次に、陳情の受理について申し上げます。

3月会議以降、陳情書2か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

内容は、陳情第2号女性トイレの維持及びその安心安全の確保について、陳情第3号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、以上の2か件であります。

なお、この陳情書については、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては、内容を十分検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに6月会議中に議会に提出されるよう議長としてお願いをしておきます。

次に、3月会議以降の議長会並びに議会関係の主な行事等は一覧表にして議員各位のお手元に配付したとおりであります。

県北地方町議会議長会につきまして申し上げます。

令和4年度定期総会が3月28日、本町を会場に開催され、令和4年度事業計画、予算について協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。また、令和4年度第1回県北地方町議会議長会役員会、事務局長合同会議が5月26日に仙台市の自治会館で開催され、今年度の研修内容について協議を行いました。

次に、同じく5月26日、宮城県町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、令和3年度の決算、令和4年度の補正予算、規程の改正について協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。

次に、全国町村議会議長会主催による令和4年度町村議会議長・副議長研修会が5月30日、東京都の東京国際フォーラムで開催され、福田弘副議長と私が参加をいたしました。研修内容は、町村議会のあるべき姿、議員報酬やハラスメントなど多岐にわたる研修であり、今後の議会活動に生かしていきたいと考えております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社色麻町産業開発公社の第28回株主総会資料が提出されてまいりましたので、議員各位のお手元に配付しております。

次に、一部事務組合議会関係の報告をいたします。

色麻町外1市1カ村花川ダム管理組合議会第1回定例会が3月30日に招集されました。

また、大崎地域広域行政事務組合議会第1回定例会が3月25日に、第2回臨時会が6月3日に招集されました。

また、加美郡保健医療福祉行政事務組合議会第1回臨時会が3月30日に招集されました。それぞれの組合議会に提出された議案はいずれも原案可決であります。なお、詳細につきましては、議会事務局で議案書を保存しており、常時閲覧できますので、写しの配付等は省略させていただきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

御登壇の上、報告願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 議場内の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年町議会定例会6月会議が開会されるに当たり、行政報告として町政運営の一端を述べるとともに、令和4年度一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案をはじめ、提出案件の概要を御説明申し上げます。

初めに、春の叙勲を受章されました元消防団分団長の菅原良彦様、下黒沢でありますけれども、衷心より御祝いを申し上げます。菅原様は昭和 50 年 8 月から令和 3 年 3 月に退団されるまで、45 年以上の長きにわたって防火思想の高揚、消防施設整備の拡充、火災防御活動、さらに団員の教育訓練と火災に際しての実践活動など、本町消防団の発展と地域住民の民生安定に尽力されました。この功績が認められ、栄えある瑞宝単光章を受章されました。菅原良彦様には町民を代表し、心から御祝いを申し上げますとともに、今後とも町政発展のため御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。以下、この行政報告において新型コロナウイルス感染症については、コロナ感染症と呼びます。

6 月 5 日現在、国内の累計感染者数は 894 万人を超え、死亡者数は 3 万 752 人、宮城県においては累計感染者数が 8 万 8,039 人、死亡者数は 198 人、本町においては累計感染者数が 146 人となっております。町民の皆様にはワクチン接種などの感染予防対策について、広報紙や全世帯へのチラシ配布、町ホームページを活用してお伝えをしております。

こうした中、4 回目のワクチン接種は国の指示に基づき、安全かつ迅速に接種ができるよう準備を進めております。接種対象者は、3 回目の接種から 5 か月を経過した 60 歳以上の方と、18 歳から 59 歳までの基礎疾患を有する方となります。接種体制については、保健福祉センターでの集団接種にて実施する方向で、国からのワクチンの供給状況等を踏まえ、県及び加美郡医師会と連携を図り、接種日時などの具体的な内容が決まりましたら、皆様にお知らせをいたします。新規感染者数は全国的に下げ止まり傾向ではありますが、予断を許さない状況となっておりますので、引き続きマスクの着用、手洗いの励行、換気など基本的な感染対策とともに日頃から食事や睡眠などの健康管理に努めていただきますようお願いいたします。

次に、インフルエンザ予防接種の助成について申し上げます。

インフルエンザの発症や重症化を予防するとともに、コロナ感染症との同時流行を防ぐことを目的に、昨年度に引き続きインフルエンザ予防接種の助成を実施いたします。従来の 65 歳以上の方を対象とした高齢者インフルエンザ予防接種の助成に加え、本年度も生後 6 か月から 64 歳までの方が予防接種を行った場合は 1 回 1,000 円、高校受験を控える中学 3 年生の方には 1 回 3,000 円の助成を行うこととし、本会議に係る予算を提案しております。

次に、本年度予定しておりました行事で、中止する事業について御報告をいたしま

す。

8月7日のかっぱのふるさと祭り、9月4日の町民大運動会、9月17日の敬老会、10月7日の保健福祉センターまつりについて誠に残念ですけれども、中止と決定をいたしました。なお、敬老会を中止するに当たり、初めて対象となられる77歳の方と80歳、88歳の節目の方には、記念品をお贈りしたく考えております。また、3年続けて中止となってしまったことを踏まえ、77歳以上の皆様に昨年度に引き続き町内の商工会加盟店でお使いいただける5,000円分の商品券をお贈りしたいと考え、本会議に係る予算を提案しております。中止する行事について、関係者の皆様をはじめ、御協力・御協賛をいただいております皆様には、大変残念な思いを強いてしまうとともに、御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、マイナンバーカードについて申し上げます。

本町の4月末での申請件数は2,673件で、申請率は40.2%となっております。マイナポイント付与事業の第2弾では、先行実施のカード取得による最大5,000円相当のポイントが還元されるほか、今般実施される健康保険証としての利用登録と、公的給付金の受取用口座の登録でそれぞれ7,500円相当分のポイント付与が開始されます。カードの申請及び交付に当たっては、随時窓口で対応しているほか、毎月第2・第4水曜日には夜間窓口を開設をしております。今後、人が集まる機会を活用して特設会場を設置するなど、受付体制の拡充を検討し、町民の方々が積極的にマイナンバーカードを取得できるよう、引き続き普及啓発に努めてまいります。

次に、ごみの減量化活動について申し上げます。

町では、町衛生組合連合会と連携をして、ごみ減量化の一步として、「使いきり」、「食べきり」、「水きり」といった身近にできる「ごみの3きり運動」の啓発に取り組んでおります。ごみの減量化は処理費用の削減のほか、地球温暖化防止などの環境保全にもつながります。日々の生活の中での小さな実践の積み重ねが大切なため、引き続き、ごみの減量化対策に努めてまいります。

次に、国民健康保険税について申し上げます。

令和2年度及び3年度の国民健康保険税において、コロナ感染症の影響を考慮し、国民健康保険加入者の税負担軽減を図るため、被保険者一人一人にかかる均等割を2分の1に引き下げたところであります。コロナ感染症の影響はいまだに大きく、加入者の生活に対する影響を鑑みれば、令和4年度の国民健康保険税も同様に均等割を2分の1に引き下げるべきと考え、本会議に国民健康保険税条例の改正を提案をしております。

次に、認定こども園整備事業について申し上げます。

令和6年4月1日開園を目標に進めております幼保連携型認定こども園整備事業は、現在、施設整備にかかる交付金について県を通じて国と協議を行っており、6月中の内示を見込んでおります。その後、設置運営事業者が実施設計を発注し、年度内に建築工事着工まで進める予定となっております。また、本町が実施する旧清水小学校プール跡地の駐車場整備については、6月中に発注する予定で準備を進めております。

次に、農業関係について申し上げます。

本年度における生産調整への取組について、農家の皆様から提出されました生産調整実施計画の5月9日現在の集計では、食用米の生産の目安面積1,286ヘクタールに対し、作付計画面積は1,243ヘクタールとなり、目安より43ヘクタール下回っている状況となっております。

転作作物別の状況は面積の多い順に、飼料用米が372.6ヘクタール、飼料作物が288.6ヘクタール、大豆が260.3ヘクタールとなっており、これらの3つの作物が全体の76.8%を占めております。前年度の実績と比較しますと、飼料用米が80.4ヘクタールの増、大豆が18.4ヘクタールの増、飼料作物が10ヘクタールの減ということになっております。今後も需要に応じた生産の促進と、水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、関係機関と連携を取りながら対策を推進してまいります。

次に、令和3年12月からの大雪により、農業用パイプハウスの倒壊被害に遭われた農家の方々に対する復旧費の支援ですが、国、県に対して働きかけを行ってまいりましたが、支援を受けられなかったことから、町単独の補助金事業として本会議に関係予算を提案しております。

次に、有害鳥獣対策ですが、本年度の侵入防止柵設置事業等の財源である鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、県に対し1,001万9,000円を要求しておりましたが、先般内示があり、914万8,000円、91.3%の配分となりました。今後、対象地域の方々と事業量の調整を図りながら、侵入防止柵の設置を含む有害鳥獣対策の推進に取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊事業ですが、4月1日付で町の会計年度任用職員として農業支援員が1名、鳥獣対策支援員が2名の任用を行いました。現在の活動は、南山果樹園でのリンゴ栽培の支援活動や、鳥獣捕獲の許認可事務及び捕獲を行っております。また、加美農業高等学校の生徒を対象とした有害鳥獣対策に関する講師も勤めておりま



す。初年度となる本年度は色麻町を知ってもらうため、専門分野を問わず様々な経験と、多くの町民の方々と接する機会を持ちたいと考えております。

次に、商工関係について申し上げます。

コロナ感染症の蔓延により、影響を受けている地元事業者の支援、町内各世帯の家計支援、町内における消費の喚起など地域経済の振興を図るため、町内で使用できる1万円分の商品券を全世帯に配付する色麻町地元支援商品券事業を昨年度に引き続き実施するため、本会議に関係予算を提案をしております。

また、県の新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金を財源に、町内に事業所を有する中小企業及び個人事業者のコロナ感染症対策のための備品購入支援についても、本会議に関係予算を提案をしております。

次に、色麻町産業開発公社の経営状況ですが、5月30日付で第28回株主総会資料が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告をしたところでございます。

次に、建設事業について申し上げます。

本年度の建設事業の進捗状況はお手元に配付したとおりであります。なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて現在準備を進めております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道事業については、適切な施設管理に努めているところであり、特定環境保全公共下水道事業改修工事の設計委託業務については、早期発注に向けて準備を進めております。

次に、水道事業について申し上げます。

町内各水道施設の供給状況は安定をしております。四竈地区及び清水地区水道施設設計委託業務は既に発注が完了しており、また、本年度予定の各工事については、早期発注に向けて準備を進めております。今後、不測の事態発生による断水等で御不便をおかけすることもあるかと思いますが、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

小学校児童がコロナ感染症の陽性者となり、4月18日に小学校を臨時休業、該当クラスを22日まで学級閉鎖としました。その後、小学校で新たな陽性者が確認され、学童保育施設の利用者五十数人が複数学年にわたって濃厚接触者となった状況を踏まえ、23日から26日まで小学校を臨時休業としました。さらに、臨時休業期間中に小学校で

陽性者が確認されたことや、児童が利用している周辺施設等で陽性者が確認されたことから、臨時休業を 28 日まで延長をしました。現在は小・中学校、幼稚園ともにコロナ感染症の陽性者は確認されておられません。

次に、6月2日に第1回義務教育学校設置連絡委員会を開催いたしました。委員への委嘱状の交付、委員長、副委員長の選出、義務教育学校と現状の比較などの説明を行い、委員から多くの御意見を頂戴したところでございます。今後、義務教育学校の正式名称などを協議してまいりたいと思います。

次に、小・中学校合同大運動会ですが、本年度も町民や来賓の皆様には来場の自粛の御協力をいただき、感染対策を徹底した上で5月14日に盛大に開催されました。当日は前日の雨も上がり、まずまずのグラウンドコンディションの中、御父兄皆様の応援により、児童生徒の笑顔輝く大運動会となりました。

次に、6月4日に開催されました加美郡中学校総合体育大会ですが、色麻中学校の成績はバスケットボール男子と、ソフトテニス女子が団体の部で優勝しました。また、個人の部ではソフトテニス男女、柔道の男女が優勝をしております。色麻中学校の生徒たちの活躍をたたえるとともに、これまで支えてこられました保護者の皆様をはじめ、御指導をいただいた方々や先生方に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、色麻幼稚園ですが、コロナ禍の中、楽しく心豊かな園生活を過ごしていると報告を受けております。色麻の恵まれた自然の中で友達と仲良く触れ合い、元気で心豊かな子供に育つよう、今後とも質の高い幼児教育の充実に努めてまいります。

次に、社会教育事業ですが、4月23日に予定しておりました「しかま学びのテラス・夜回り先生こと水谷 修氏講演会」は、コロナ感染症の陽性者発生状況からやむなく延期としました。改めての開催に向けて、現在、学校側と日程を調整しているところでございます。

次に、学校支援事業の米づくりの1つである田植え体験ですが、令和2年度及び3年度の2年間、コロナ感染症の影響により学校支援ボランティアと公民館職員のみで田植えを行いましたが、本年度は5月24日に学校支援ボランティア、町農業委員、土地改良区職員、JA加美よつば色麻支店職員など、多くの皆様から御支援をいただき、5年生児童60人が田植え体験を行うことができました。秋の収穫までの間、児童たちは田んぼの観察を行い、米づくりについて学習をしていきます。

最後に、今回提案する議案について申し上げます。

繰越計算書の報告が3件、専決処分の報告が2件、和解及び損害賠償の額を定めるこ

とが1件、条例改正が3件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算に係る議案が5件、合計14件でございます。

以上、町政の一端を述べるとともに提出議案の概要を申し上げましたが、各議案の提案理由や内容については、御審議をいただく際に改めて御説明を申し上げます。慎重なる御審議を賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長の行政報告並びに提出議案の概要説明を終わります。

なお、ただいまの発言内容は文書で議員各位のお手元に配付しておりますので、議案審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会の所管事務調査についての報告をそれぞれいただきます。

初めに総務教育常任委員会今野公勇委員長、御登壇の上、御報告願います。今野公勇委員長。

〔総務教育常任委員長 今野公勇君 登壇〕

○総務教育常任委員長（今野公勇君） 所管事務調査報告を行います。

総務教育常任委員長、今野公勇。

所管事務調査報告書。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第76条の規定により御報告します。

記。1、調査期日。令和4年4月27日。

2、調査事項。（1）町民生活課。マイナンバーカード普及に関する事業内容について。臭気指数測定調査事業について。（2）教育総務課。奨学資金貸付金返還金の収納状況について。義務教育学校設置について。（3）社会教育課・公民館。地域コミュニティー推進事業について。第3次スポーツ推進計画について。（4）税務課（総合徴収対策室）。令和3年度収納状況について。コンビニ納付の内容について。（5）企画情報課。企業誘致活動状況と今後の展望（ラドファの進捗状況）。地域おこし協力隊について。（6）総務課。ふるさと納税について。業務継続計画（コロナ禍における）について。

3、調査方法。事前に提出を求めていた資料について、各課より説明を受けた後に質疑応答の形式で調査を行った。

4、調査の概要。（1）町民生活課。

国が推進するマイナンバーカードだが、本町では3月末で35.35%の交付率となっている。毎月第2・第4水曜日に夜間窓口を開設して、マイナンバーカード交付申請サポートシステムを導入するなど普及に努めている。

委員からは、なかなか普及しないのは義務になっていない、国に管理されるのではな

いかとの疑念がある。デモンストレーションをやるなど、PRに努めるべきではないかなどの意見があった。

臭気については測定が難しいことから、悪臭対策は養鶏場との話合いが重要ではないかなどの意見があった。

#### (2) 教育総務課。

本町の奨学資金制度は昭和45年に創設し、篤志家の皆様からの寄附を基金とし、昭和48年度から貸付けを開始しています。最近の返還状況は、現年度分はほぼ100%の徴収となっており、滞納者においては少額であっても返還が続いている状況であった。また、繰上償還をする方もいるということでした。

義務教育学校は学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、9年間の義務教育を一貫して行う新しい校種です。学年は1年生から9年生となり、新たに副校長が置かれ、移行期間には教員の加配もあります。また、兼務発令なしで小・中学校教員の相互乗り入れ指導が可能になるなど、今までの色麻学園の実績をもとに教育活動を充実することができます。移行に向けて義務教育学校設置連絡委員会を立ち上げ、校名などについて決定していきます。本年4月現在で小・中両方の教員免許を持っている割合は43%となっています。

#### (3) 社会教育課・公民館。

地域コミュニティ推進事業は令和2年度から始まった事業だが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施する地区は少なく、2年間で4地区にとどまっている。5年間限定の事業となっているが、担当課としては継続の方向で検討したいとのことであった。

委員からは、コロナ禍の中で実施は難しいのではないかと。補助金のあり方や事業内容を検討すべきなどの指摘があった。

スポーツの推進は町民が幸せで豊かな生活を送る上で重要な施策ですが、新型コロナウイルス感染症により社会情勢は大きく変化し、価値観の変化が見られます。今回、スポーツを取り巻く状況と課題を整理し、新たな施策も含めてスポーツ施設を推進する計画を策定する。10名の委員によりアンケート調査から計画案作成、パブリックコメントを経て、来年3月に推進計画の答申をいただく予定です。

#### (4) 税務課（総合徴収対策室）。

令和3年度の収納状況は、前年度比で1.59%の減（町税現年度分）となっている。滞納している方はほぼ同一で亡くなっている方もあり、不納欠損となる場合がある。県の滞納整理機構には14件依頼しているが、職員を派遣しているときは40件まで依頼できるが、派遣のないときは5件までとなっている。

コンビニ納付については、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が令和4年4月1日からできるようになった。納付者の利便性を向上させるためのもので、県内全ての市町村で実施している。滞納の理由で最も多かったのが「時間がない」であったことからの対策ですが、経費として454万円ほどかかることから、収納率向上の方策（納税の意識づくり、PR等）が必要との指摘があった。

(5) 企画情報課。

企業誘致については、町第5次長期総合計画においても重点戦略の1つとして位置づけし、県と連携して活動している。用地情報の提供や、本町の魅力的な情報PR、積水ハウスとの情報交換等で異業種間企業の支援で企業誘致の促進に努めている。JA全農ラドファは令和4年3月31日に起工式を行い、令和5年2月頃から操業開始予定とのことであった。

地域おこし協力隊については、本年3名を採用し、新たに1名を募集する。人口減少と高齢化が進む中で、町外の人材を誘致し、その定住を図り、地域の活性化を促進する事業だが、まだまだ色麻町の知名度は低く、宮城県内はもとより首都圏に対するPRが必要である。

委員からは、移住・定住に対しても、協力隊員にもサポート体制が必要ではないかなどの意見があった。

(6) 総務課。

本町では平成28年11月からふるさと納税を開始し、寄附をいただいた方には町の特産品などを発送しています。寄附金の使い道については、寄附者の方から指定していただき、基金に積み立てて各種事業に活用します。返礼品については、総務省からの運用通知により基準が示されており、令和4年3月末で7社の事業者で43件の返礼品を取り扱っています。

委員からは、返礼品の数が少ないなどの指摘があり、開発には時間がかかり難しいが、年末に寄附が多いので、それまで商品化に向けて努力したいとのことであった。

業務継続計画の基本的な考え方は、新型コロナウイルスの感染により町職員に出勤困難者が発生した場合に町民の生命と健康を守り、町民生活に必要な行政サービスを継続して提供していくことを主な目的とする。職員の40%以上が出勤困難となる課などが発生した場合発動されるが、あらかじめ定められた優先業務を継続できるように体制を整備している。

委員からは、40%まで大丈夫かとの問いに、課によって変わるが、応援体制を整えて臨機応変に対応しなければと考えているとのことであった。

5、まとめ。

1日に6課、12件の調査であったが、前もって資料の配付を求めていたこともあり、スムーズに進行できたと思います。各課業務に精通されているわけですが、果たしてその業務が本当に必要なものなのか、町民の幸せづくりに貢献しているのか、ただ与えられたことをこなしているだけではないか。そんな職員は1人もいないと思いますが、業務継続するために応援に行ったが役に立たないとか、ワンストップサービスを実施していますとあって、何のことだか分からないなどがないようにしたいものです。自然を愛し、人が輝き、夢のある持続可能なまちづくりを実現できるように精励されることを願い、報告といたします。

終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、総務教育常任委員長の報告を終わります。御苦勞さまでした。

次に、産業民生常任委員会相原和洋副委員長、御登壇の上、御報告願います。相原和洋副委員長。

〔産業民生常任副委員長 相原和洋君 登壇〕

○産業民生常任副委員長（相原和洋君） 副委員長の相原でございます。委員長に代わり代読をさせていただきます。産業民生常任委員会の所管事務調査報告書。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第76条の規定により御報告いたします。

調査期日。令和4年4月21日、木曜日。

調査場所。役場第1会議室でございます。

調査方法。各課より説明を受けた後に質疑対応等の形式で調査を行っております。

調査事項。令和4年度各課主要事業について。（1）保健福祉課。各種検診事業について。地域包括ケアシステムの推進について。高齢者等タクシー利用助成事業についての3件です。

（2）子育て支援室。子育て支援事業について。放課後児童健全育成事業について。認定こども園整備事業についての3か件です。

（3）農業委員会。農家基本台帳に関する業務について。農地法に基づく業務について。農業経営基盤強化促進法に基づく業務についての3か件です。

（4）産業振興課（愛宕山公園管理事務所も含みます）。鳥獣被害対策事業について。地域おこし協力隊事業について。一時保管牧草処理対策事業についての3か件です。

（5）建設水道課。広域1号線舗装工事について。色麻浄化センター及びマンホールポンプ改修工事について。四竈地区水道施設整備工事についての3か件です。

委員会として各委員から活発な御意見はございましたが、委員会としての結論としましては、委員会として今後の各課の主要事業については、引き続き継続調査を行い、町の発展と町民生活の安定と福祉向上のため、事業の成果・効果と合わせ、検証に努めるものである。

以上、報告に代えさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上で、産業民生常任副委員長の報告を終わります。御苦勞さまでした。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、11番山田康雄議員、12番福田 弘議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の日程につきましては、本日から6月8日までの2日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、6月会議は本日から6月8日までの2日間と決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

## 日程第3 一般質問

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、3番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。3番相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、早速、質疑に入りたいと思います。通告した事案については2か件ございます。まず初めに、農業用ため池の安全管理についてということで御質問をさせていただきたい。

この件につきましては、去る4月の5日でしたかね、記事このあたりから始まってくるんですけども、築館町で小学1年生の児童がため池で水難事故に遭ったという記事が出ております。場所が農業用ため池という場所で亡くなられた、これについて、河北新報では4月について12日から対策について県、栗原市、大崎市、仙台市等々、緊急のため池の現況調査等を行ってということが記事に載っております。各自治体において、この農業用ため池については必然、必要として用意しているものだと思いますが、これについても安全管理について今、見直すときに来ているという話で聞いております。

しからは、本町においても農業用ため池なるものが多々あるということは承知しておりますが、まずその点について町長のほうにちょっとお尋ねをしたいと。現在、町内における農業用ため池の現況個数等はどのような形になっているのか、まずお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の大綱2点についての質問の中の1つ目、農業用ため池の安全管理ということでの質問がございました。

ため池の本町内の個数ということではありますが、町内にある農業用ため池の個数ですけれども、令和4年4月末現在で64か所ございます。内訳としては、町で管理しているため池が3か所、個人管理のため池が59か所、色麻土地改良区管理のため池が1か所で、大衡村管理のため池が1か所ということで、なお、花川2号貯水池については、王城寺原演習場内にあるため、この個数からは、箇所からは除いております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 本町については、私も調べた結果65か所。ただ、自衛隊の敷地内1か所含んでますので、町として管轄に考えるのは64か所ということで、町長の答弁をいただいております。

しからは、簡単にまず町長にお尋ねをしたいと。このため池とは、大変町長に対して愚問になるかもしれませんが、ため池とは何なんでしょう。お尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

ため池についてでございますが、一般的に水をせき止めている堤のあるものということで、堤の高さが15メートル未満のものをため池というふうに理解しております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） もともと、ため池とは何のために用意する、用意して今やってるのかということを知りたいなと思ったんですが、貯水という言葉が使われてますんで、かしこまりました。

ちなみに、47都道府県ございます。宮城県のため池個数、現在何か所ありますか。お尋ねをまずしておきたいなと思えます。議長。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 私のほうで答弁します。なんか探してるみたいなんで。

こないだ新聞に載っていたと思えますよ、今回の緊急箇所、各自治体、宮城県における農業ため池総数5,175か所、かなりの数ですよ。そのうちの約4割、今回、築館町2,169か所、約4割が築館占めてるんですよ、事件があった。そういった中でね、町長ね、この5,100何がしという個数、47都道府県で何位だか知ってます。個数の多さ。

○議長（中山 哲君） 相原議員。相原議員に申し上げます。

まず、質問事項なんですけれども、その趣旨について、掲載されてないというのが



現状であって、その辺について答弁を求めるっていうのはちょっと難しいのかなというふうに思います。その辺を考えて、考慮した上で質問をお願いします。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 大変失礼いたしました。

ちなみにね、宮城県第5位なんですよ。個数の多さ、東北6県で群を抜いているんです。福島でさえ12位なんですよ。福島が4,000何がし。なぜ宮城県はこんなに個数が多いのか、私もちょっと今これについていろいろ県に確認はしてるんですが、いまいち明確な回答はもらってないものですから、ただ個数的にはこれだけあると。要は、この中で私が聞きたい部分として、今回のこの事案が出て、本町として今の64か所。多分、危険対策等を含めながら、県からの指示の下、現況についても実施管理等、点検等もなされたと思うんですが、しからばそのなされた時期、内容は今どうなってるのか、お尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもって町が管理しているため池については、4月6日水曜日に点検をいたしまして、その状況把握に努めました。それから、個人が所有するため池については、64か所中、民家に近いため池の確認を行っておりまして、民家に近いため池については64か所のうち半数程度あったと確認しております。その中で個人の、失礼しました、個人のため池でバリケードとか、柵のようなものを張っている箇所については1か所でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 実施時期としては4月の6日、水曜日、1日だけの点検。64のうち個人の持ち主が、先ほども答弁いただいています。町が管理している箇所は3か所、土地改良区関係で1か所、64から4か所引いて約60か所、個人管理のものだという認識でよろしいのかなと思うんですが、そのうちの30か所、今回点検したと。そのうち、安全的に町が見て管理できてるなというのは1か所しかない。残りの29か所については、不備があるというお話で承ればいいのかどうか、再度お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

先ほど1件のほかのため池については、フェンス等の設置はしていないというような状況でございます。1件を除いた個人の民家近くのため池については、フェンス等の設置はされていなかったということです。いなかったと。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、今の答弁聞いてどう思いますかね。道路付近、子供たちがこれから夏休み、アウトドア的に遊びに行って、よく釣りしてますよね、今ね。親御さんなり、兄弟と一緒に行って、私もたまに見ます。非常に危険な箇所が何か所ございますよ。町が管理してる場所ではないというものも、町の中にあるため池でございますの

で、そういった部分、安全対策をどのように、個人の所有者及び管理してる方に、町として今後努めていかなきゃいけないのかという問題が今度あると思うんですよ。

その前にですね、ため池。よく今回の事件で起きた場所、水漏れ防止のための遮水シートが張ってて登れなかったということも聞いてます。対策が、この29か所回った中で講じられてない中で、遮水シートの箇所は何か所ございましたか、お尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 遮水シートの設置につきましては、点検した中ではそういったものはございませんでした。町内で遮水シートを使ったため池の設備というのは、町が管理しているため池のみと確認しております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 遮水シートの場所はなかったと。そういう部分は、あくまで土留めのような形の農業用ため池だということだと思われまます。講じられてない場所に対して、今後町としてどのようにしていくのか。見たうち、30か所、残りの30か所については、道路から離れてるから見てないということなんで、約9割近くは今後どういう対策を取るのかなということになると思うんです。町のものじゃないから、個人のものだから町としては手をつけられないという一言で済ますのかどうか。

ただ、そうしますとね、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用というものが町長ございます。令和元年7月1日施行なってるんですよ。ため池については全て各都道府県、失礼、各自治体に登録をして、各都道府県でデータベースで管理をするという条例化になっている部分あると。今回、これ65か所というのも私も分かりました。この中にね、地方公共団体の責務ということがございます。どういったことでしょうか。お尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） その責任につきましては、町がその点検等を定期的実施しながら、対策を講じなくないようなため池については、個人のため池であれば改善に向けた普及を、普及というか、推進を図っていくと。それから、町管理のものにつきましては、例えばフェンスなども設置しておりますが、そういった形で常に安全対策を講じていかなければならないものだと理解しております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） しかれば、町として今この安全対策を講じなければいけない場所に対して、二十数か所ですか、課長が見てきたという部分。例えば、これを挙げたとして、これに対して町として地方公共団体の部分として、適正な管理をどのように講じるように働きをかけ、努めさせるのか。具体的にどういった考えがあるのか、今フェンスだ、何だというお話ありました。具体的にどのようにしていくのか、再度お尋ねをしておきたいなと思いますね。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもって、その点検を町で実施しましたが、そのとき、町のため池3か所の中で1か所ですね、フェンスが壊れている部分がありまして、そこについては、場所は花川1号貯水池でございましたが、早急にフェンスの修繕を行ったところでございます。それから安全点検を踏まえまして、一部のため池では柵の、柵とか、そういった対策が講じられているということでございましたが、ほとんどの場所でそういった対策が講じられなかったということで、行政区長さんにため池や水路での水難事故を防ぐため、子供、それからお年寄りなどが危険な場所に近づかないよう、地域での見守りや声かけをお願いするとともに、ため池の適切な維持管理や、定期的な巡回をお願いするためのチラシを配布し、地区内において周知を図っていただきました。また、個人で管理しているため池の安全対策は、所有者が責任を持って対策を講じてもらうものと考えておりますので、町といたしましては今後もその定期点検であるとか、広報を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 課長としての今の答弁、町管轄についてはしっかりと管理していきますよ。ただし、個人の方に対しては、広報及び巡回、そういった形しかできません。そういう意味でしか対応はし切れないということで、こちら答弁承ってよろしいのかどうか。

そうなりますと、町における町民の生命と安全の確保ということからいくと、果たしてそれが適切な答弁なのか、ちょっと疑問視します。確かに個人の持ち物に対して町として手をつけられない、言えばそれまでです。ただ、そこをやっぱり町民の生命、やっぱり安心を確保しなくてはいけない、町として。

実際、この間、積水の道路を挟んで、町長分かりますよね、はつらつさんの、すぐ北側かな、あそこにため池があるんです。あそこによく車来てね、子供たちなりね、大人の方が釣りしてるんです。見てると非常に危険だなと思いますよ。そういった箇所がいっぱいあるんですよ、本町に。それに対してどう対応するのかって話なんです。町が手をつけられないからどうにもならないって話じゃなくて、やっぱりそこは周知徹底をどのように町として、管理してる方、管理者、所有者に御協力をいただきながら、立入防止の看板を立てるとか、いろんな方策あると思うんですよ。そういった考えがどうなのかって聞いているんですけども、そういった答えがもらえない。本当に言葉悪いですけど、やる気あるんですかっていうことにもなりかねます。

ため池の水難事故について、県内で今まで幾度となく起きております。5年前にたしか同様の小学生の水難事故があったというのを記憶に覚えております。その場所を同じく立て看板、くい等が朽ち果てていて、放置されたままの状態の場所だったということで聞いております。2009年以降ね、農業用水において水難事故、県内で40か所以上あります。ため池で過去5年間で今4名亡くなってんですよ。17年前に大崎の美里、こちらも小学校1年生、同じような痛ましい事故があったんです。やっぱりそういうことをやっぱりね、繰り返して起きてるんですよ。その場、その場じゃなくて、やっぱり人ごと

ではないですよ。町長、しっかりとそこはね、肝に銘じながらやらせるべき、町長として努めるべきではないかなと思いますよ。

再度お尋ねします。講じられてない場所に対しての、色麻町については自然人という、所有者が個人の箇所でございますから、この箇所に対しての対策を今後どのように講じるつもりでいるのかを、再度お尋ねいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに危険な場所、ため池だけじゃなくて、用排水路なども大変危険な場所が大分あります。やっぱり町としてはまず、今課長が答弁したように啓発をすると、そういう場所へは近寄らないように啓発をします。そして、これは町ぐるみあるいは地域ぐるみの中で、そういうのをしっかりと確保、確認をすることが大事だろうと思います。看板については、そういうものはそれは立てることについてはやぶさかではないんですけども、だからといって、例えば看板を立てたからといって安全が確保されたとも言えないんですね。

ですからやっぱりこれは、それぞれ人としてどういうところは、危険なところに行って駄目だかどうだかというのは、言われなくとも分かってるわけですので、町としては、そういう啓発あるいは地域の中に働きをかけながら、全体の中で、特に子供、老人の皆さんには立ち寄らないような、そういう声かけをしますと、これが一番大事だろうというふうに思っております。

現在質問にされているのは、ため池の話ですけども、かつては近い、去年でしたでしょうか、排水用水路でしたかね、用水路での事故もございました。本町から見ますと、私なども知っている範囲の中で、もう用排水路は全部もうコンクリートを、いわゆるU字フレームなものですので、これに入ればやっぱり命を落とす可能性が十分ありますので、そういう危険な場所、今指摘されているため池もはじめ、いずれそういうところには、特に子供たちは近寄らないように、これからは声かけをするというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長言うとおりの、町民の方に対して啓発、地域の方に対し協力、自助、公助的な部分でやっていただきたいという旨は分かります。ただ、今回事件起きているのが、小学校1年生なり、低学年の子供たちなんですよ。果たしてどのようにそれを啓発に絡めるのか。

ここに教育長いますね、ちょっと教育長にお尋ねしたいかなと思います。今、町長言われたことを踏まえますと、学校として今後、夏休みに向けていろんな部分で、危険な箇所が出てきたときにも対処、これも生徒児童に対して指導していくと思われま。過去も再三してきてるんだと思います。そのあたり今回もこの事案を基にどのような話を考えて、学校と危険対策を講じるような考えがあるのかどうかお尋ねしておきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 今回のですね、事故を受けまして、まず、教育委員会としては4月6日にですね、新学期が始まる前ということもありまして、幼稚園、それから小中学校の保護者の皆さんに対してですね、注意喚起の御協力依頼の緊急メールを発信させていただきました。そして、同時に学校にもですね、いわゆるため池事故において水難事故防止、それから新学期を迎えますので、交通事故防止についても指導をしていただくようお願いをしていたところでございます。

こういう水難事故について、水難事故だけではないんですけども、いろいろな事故について私はですね、やっぱり具体的に子供たちに危険回避の方法を学校としては教えるということが大事かと思えます。例えば、危険なところは、場所は近づかないだけでは、子供については危険な場所はどこなのかというところからを指導していかなくちゃいけないと思えます。そして、それも発達段階に応じてですね、例えば小学校の低学年であれば、こういう池、池には近づかないように、例えば高学年においては、高学年、中学生においては、魚釣り、子供たちでは行かないようにとかですね、それから川についてはですね、例えばこの間、漁業さんの働きかけによりまして、花川にですね、小学校1年生がヤマメとイワナとアユの稚魚の放流に参加させていただきました。3年ぶりにですね、天気に恵まれて実施できたということなんですけど、そこの河川公園ですね、花川の、整備もされて、そのときは水も少なくですね、本当に水辺まで寄って小学校1年生がバケツ1杯ずつ稚魚を放流して頑張ってるって声かける姿、とてもほほ笑ましく、やっぱりこういう、やっぱり水に親しむっていうんですかね、こういうことも自然に親しむっていうことが大切だとも感じました。

ただし、今日などは花川を渡ってきたとき、あの濁流ですよ。例えば、こういうときは、泥水が流れているときはもう危険だとか、例えば水に入って川の流れがあるけども、膝を越えるような深さのときはもう立ってられないとかですね、こういう、その場、その場、例えば、季節感に応じた具体的な指導を、子供たち、中学生も含めて積み重ねていくことが大切かと考えております。これについては校長等会議でですね、校長先生、教頭先生にもお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 教育長から今、学校に対しての指導、あと各段階、発達段階においてのそのやり方、お尋ねを聞きました。けど、やっぱりね、子供ってその場は聞くんですよ。町長も私も小さいときに多分あったと思えます。保野川行って目の前に魚泳いでとね、急に入って行って取りたくなる時期って、小さいときあったと思うんですよ。やっぱりそういう部分で、本当に水の怖さは教えるべきだと思うんですよね。今、学校で多分PTAの方が赤旗立てて、危険箇所には立ってると思いますが、それ以外のもっと危険な場所いっぱいあると思うんですよ。

今回は農業用ため池ということの安全管理について私聞いてますけども、やっぱりそういう部分しっかりとやっぱり見ていただいて、本町における危険箇所がどこなのか。

今回はため池という部分の問題で出しておりますけども、今、川とか沼とかいろんな話出てますが、やっぱり再度見直すべきではないかなという部分。その上でやっぱりしっかりとした危険地区を生徒児童にそこは示していただきたい。特にため池っていう場所、身近な場所ですから、ここは本当に危険なんだよということで示していただきたいかなと思っております。

あと、先ほど町長から対策については町民の方の、地域の方の協力と、あと、町としては啓発する、そういうお話をいただきました。5月20日、県議会の各常任委員会ではいろんな議案審議がなされております。所定の手続踏んで議会事務局のほうに行って、図書室から私も資料ちょっと取ってきました。農業用ため池の緊急点検結果についてという項目がございます。多分これは町として見ていただけるかどうか。県の結果、常任委員会でやられた結果、聞いておられるかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。してなければ、私のほうでお答えしますが、どうですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 令和4年5月20日、農政部、農林水産委員会配付資料ということで、農政部から発出された資料かと思えます。その中で対策が必要な箇所が宮城県内に734か所あるという、そういった資料かと思えます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 課長、私もそれしかないんですよ。A4判1枚ものね、これしか出してませんから。危険点検対象として集落周りや通学路に接する、人が容易に立ち入ることができる農業用ため池についての調査報告は出てるということ。

この中で、県でこう言ってるんですよ。県として、引き続き管理者の意向を踏まえ、管理者の意向ですね、県独自事業または国庫補助金等の活用に向けた支援を行うとともに、多面的機能支援活動におけるため池の見回り、点検と併せた安全対策を実施する指導機関であることを市町村に周知します。

町長言われたとおり、啓発を図って周知徹底する、それは分かります。ただ、ここにやっぱり県なり国の補助金を使って何なりと対策を取れますよと、取っていただく方向で考えてますよっていうことを明記しているかのように載ってるんですよ。そのあたりの考え、今後県とどのような方向でこれを担当課として、町として進めていくのか。使えるものは使いましょよ。補助金出すっていうのであれば、それを活用して安全な管理対策取ったらいいんじゃないかと思うんですが、町長どうですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） その国とか県の補助事業について、確認いたしております。その中で、申請すれば100%採択になるかというところは、また別な話ではございますが、現在、国から示された事業については、農業水路等長寿命化防災減災事業という中のため池防災環境整備事業というものがございまして、1か所の事業費が200万円以上、それから対象者については受益者が農業者2名以上のため池が該当するというようなお知らせを受けております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 課長のほうでそこまでお話聞いてるんであれば、本町における危険な箇所、今言った29か所のうちに、それに適用する箇所が何か所あるか。多分、検証なされてると思うんですけど、どうですか、してますか。してませんか、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） この要領に基づいて該当する、幾ら該当するかという検証は行っておりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） なぜしないんですか、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） さらにですね、この事業についても、県から示されたときに該当するかもしれませんねというような回答でしたので、さらにこの辺を詳しく調べていかなくないなという点と、受益農家が2名以上というところもありまして、今後、今のところ県が、県で管理していただいているそのデータですね、そこから見ると個人管理のものが多く状況でございましたので、なかなかあの受益農家が2名以上というため池がございましたので、そんなこともあって今後さらにこの事業のその該当する、しないについては調べていかなくないなと思っているところでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あくまでも今の話は国の事業、県の事業、どちらで考えた話なんですか。県独自の事業としてそういう考えが今あるってことでしょうか。国の国庫補助金を使った事業は、そういった事業だということなんでしょうか。再度お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 国・県で助成される事業でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 県の単独事業的な部分も、そういった形で国の補助金と連動するような形になるということで承ればよろしいのでしょうか。再度答弁いただきたいんですが。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 現在調べていた中では、その事業が、県が国の事業を使いながら支援するものと理解しております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 多分、県の単独事業、それ、多分今回の事業を見ると、データベースから追っていった内容で、多分そういった単独事業になるのかなと思います。築館

においての事案が多分ここに絡んでくるのかなと。築館においては管理及び持ち主というんでしょうか、これについては、市がほとんどなんです。多分、そういったことも含めながら、全体的にこういった形の単独事業を県は考えているのかなと聞き及んでおります。

ただ、本町については、やっぱり個人の事業主が大半でございます。やっぱりそういった部分、現況をしっかりと県に訴えながら、もう少し利用できるような形はできないのかということも訴えかけるのも、町としては必要ではないかなと思うんです。出てきたものをうのみにして、当てはまらないから使えないやではなく、もしくは今コロナの臨時対策関係の交付金関係も来ています。そういったものを活用した形で、いろいろ対策の取りようはあるんじゃないかなと思うんです。財調に今幾らあるか、私は分かりかねますけれども、町長。そういったものを活用して、町としてもっと町民の安心安全を確保したらよろしいんじゃないかなと思うんですが、そういった考えはございませんか。再度お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それはそのとおりなんですけれども、全て補助事業に関しては基準がありますね。ですから、それを、一つは基準にのっとるということと、それから、基準から外れたものについての交渉は別問題ですので、それはそれなりに話の仕方があります。該当になるか、ならないか分かりませんが、こちらからのお願い、要請については、またそれはそれで考えていきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 適用になるか、ならないかはまずさておいて、町民の安心を第一に考えていただきたいなということを念頭に上げてるんです。町としてできる限り最大限の対処をしていただきたい。町民を代表してここで発してるわけですから、それは受け止めていただきたい。事起きてからでは遅いわけですから。起きないための対策、やるだけやって、何か起きたときはそれはそれは仕方がないのかな。それもしないで、大変失礼ですが、してないとは言いません。ただ、先ほどの答弁を聞いてる限りは、全て対策し切れているとは私は思っていないので、今後そこについては町担当課を含めてしっかりと協議をしていただいて、できる限りの最大限の対処はしていただきたいことを切望したいと思っております。その上で、町民の安心安全を今後とも引き続き固持していただきながら、持続可能なまちづくりというのを町長が掲げてますので、やっていただきたいということをお伝えして、この質問は終わりたいと思っております。

引き続き質問させてもらってよろしいですか。

○議長（中山 哲君） どうぞ。

○3番（相原和洋君） 2か件目について御質問をさせていただきます。

2か件目、私のほうで愛宕山公園パークゴルフ場のプレー費有料化についてということで御質問を出させてもらっております。昨今、地域活性化、本町の自然を最大限活用して、いろんなことを考えたいという担当課の声も聞いておりますので、そういった部



分を含めながら、質問をさせていただきたいかなと思っております。

本町が一望できる高台にある愛宕山公園パークゴルフ場。できて10年以上、正確には平成12年の8月ですかね、からオープンしてると思われます。町内の利用者はもとより、県内の多くの方々にも今、足を運んでいただいて、プレーにいそしんでもらっていると聞き及んでおります。多分、オープン当初は、利用してもらえばいいかなという感覚の内容で始まったのかなと思ってのんですが、現在、私も何度か、町長もパークゴルフなされる方ですから、管理状況を見ていただいて、かなり行き届いているような内容ではないかなと思います。また、行ってる方々に、プレー費が無料というのもちょっともったいないんじゃないですかねなんていう声も聞き及んでおるものですから、そういうことも踏まえ、ついこの間町長杯もあったということも聞き及んでます。今まで以上にね、すばらしいパークゴルフ場にさせていただきたいということもお願いしつつ、プレー費の有料化を検討すべき時期にも来てるのではないかなと思って、御質問をさせていただきたいかなと。

この裏に何があるかっていうと、町長は常にお金がないという財政上の話するものですから、自主財源の確保ということをテーマにしてこの部分、進めてまいりたいかなと思ってます。

まず初めに、過去3年間の利用者数と推移数、どのようになっているのかお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 2点目、愛宕山公園パークゴルフ場のプレー費用有料化ではどうかという質問の内容であります。まず、利用者数をお尋ねのようでしたので、3年間って言ってましたね、過去3年間、令和元年度、令和2年度、令和3年度の3年間を申し上げます。

令和元年度は、町内、町外合わせますと9,198人、令和2年度は合わせまして7,434人、それから令和3年度は6,234人。ただ、2年度、3年度は感染症の関係で2か月ほどですかね、閉鎖をさせたということもございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま町長から答弁いただいて、過去3年間、令和元年、2年、3年についての利用者数について答弁いただいております。2年及び3年については、昨今のコロナ感染症という問題もあり、多少下降ぎみの利用だったのかなと。当然、ここにおいても、令和元年と違って令和2年は6月1日スタート、令和3年については5月12日から8月19日まで一旦利用し、その後緊急対策宣言等が出て9月14日からまたやったと。そういう部分での数字なのかなと思っております。しからば、もうちょっと遡って平成の末、30年、29年がどうだったか。ちょっと推移表を見ますと、約1万人超えてるんですよ。かなりの方来てるんじゃないですかね。

そこでお尋ねしたいんですよ。ここにしっかりと利用者数出てます。町内の方、町外

の方、利用率どのようになっているんですか、お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 愛宕山公園管理事務所長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

今の質問については平成29年度、30年の町内、それから町外の利用の状況ということによろしかったかと思うんですけども、平成29年度については1万1,000人ちょっと超えるぐらいの利用客がおりまして、そのうち町内については2,600人、町外については8,700人という数字になっております。その次の年の平成30年度については、町内が2,300人ほど、町外が7,700人というような状況となっております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、今の答弁聞いて、何か感じません。町内の方が約2割、町外の方が約8割近いんですよ。これだけ町外の方に愛宕山の公園パークゴルフ場というのは認識されて、認知されているということですよ。これをやっぱ活用する考えを持ってもいいんじゃないのかなと思ってんですけどもね。これだけの人来てる。やっぱここ検証してるわけですから、これに対して今後の成果をどのように伸ばしていくのか。やっぱね、せっかくきれいにしてね、みんな楽しんでいただけるんですから、それに対する対価っていうのがあってもしかるべきかなと私は思ってるんですけども、しからばね、このパークゴルフ場、地域活性化の中でもね、立ち位置、今後どのように進めていくか、考えをお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 愛宕山公園管理事務所長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

本町の第5次長期総合計画では、基本目標及び施策として、愛宕山公園等、既存の観光資源等の機能の充実を図るとともに、相互に連携させて交流人口の増加に努めるとしてしております。パークゴルフ場の位置づけにつきましては、他市町村のプレーヤーは人口、交流人口と言い換えることができます。サッカー場とともに観光施設と位置づけられますので、それとともに愛宕山公園は町民の皆様の憩いの場である。パークゴルフ場につきましては、高齢者でも気軽にスポーツに親しむことのできる健康増進に資する施設とも考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今パークゴルフ場の考え方、地域活性化の中で課長から答弁いただけてます。人口交流の増加に努めている。それに一役を担っている場所だと。また、観光施設の位置づけとも捉えているという答弁いただけてます。しからば、成果と効果という部分から入っていききたいかなと思うんですがね、課長ね。

農業伝習館の管理費、令和元年決算、2年の決算、3年当初、当初についても補正、3月まで、あと、令和4年の当初等々ありましたよね。この中で補助金関係は別として、一般財源をどれだけここに投下してます。パークゴルフ場のこの伝習館というのに対して、まずお尋ねしておきたい。当初でいいですよ、令和4年。

○議長（中山 哲君） 愛宕山公園管理事務所長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 8,000万円ほどと認識しておりました。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 伝習館の管理費が8,000万ですか。伝習館ですよ。間違いないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 愛宕山公園管理事務所長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

農業伝習館管理費でございますが、2,500、失礼しました、2,534万3,000円でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

ただいま3番相原和洋議員の一般質問中ではありますが、再開する前に議長として次の報告をいたします。

本日、町長提出による会議事件1か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。

追加提案された会議事件は、議案第45号令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてであります。また、昨日6月6日に議員提出の会議事件1か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。追加された会議事件は、議発第3号水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書（案）であります。

次に、陳情書の受理について申し上げます。

6月3日に陳情書1か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。内容は、陳情第4号中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情であります。なお、この陳情書については、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては内容を十分に御検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに6月会議中に議会に提出されるよう議長としてお願いをいたしておきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。本日、町長提出があった会議事件、議案第45号令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてを追加日程第1として、同じく昨日議員提出のあった会議事件、議発第3号水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書(案)を追加日程第2として、本日の日程第17、議案第44号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の後に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 御異議なしと認めます。よって、議案第45号令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてを追加日程第1として、同じく議発第3号水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書(案)を追加日程第2として、本日の議事日程第17、議案第44号の後に追加することに決しました。

それでは、休憩前に引き続き、3番相原和洋議員の一般質問を続けます。3番相原和洋議員。

○3番(相原和洋君) 午前中に引き続き、一般質問をさせていただきたいと思っております。

午前中、私のほうでちょっと不適切な部分がありました。愛宕山伝習館の管理費ということでお尋ねしましたけども、愛宕山公園の管理費はということになっておりました。大変失礼しました。

再度お尋ねを申し上げます。愛宕山公園管理費について、令和4年当初、幾ら組んでました。

○議長(中山 哲君) 愛宕山公園管理事務所長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長(山田栄男君) お答えいたします。

令和4年度の愛宕山公園管理費でございますが、1,996万3,000円でございます。

○議長(中山 哲君) 相原和洋議員。

○3番(相原和洋君) 今、課長の答弁いただきました。1,990万何がしと。しからば、このうち一般財源、この中で1,700何がしという金になっていると思われまして。この一般財源のこの投下率、ざっくり計算して86%使ってるんですよ。町のお金として公園の管理費に。ちなみに令和3年、1,588万何がし、これに対して1,440何万何がしと、ここで約91%、約9割近い金が一般財源なんですよ。公園の管理費。

ここを踏まえた中で質問を続けたいんですが、利用者数、クラブの貸出しというのは、多分あそこでやっていらっしゃると思います。貸出し数、貸出し料、令和3年、令和2年、元年とたしかあったと思います、近々で。結構な金になってるんですよ。令和元年、21万6,000何がし、令和2年、15万6,000何がし、令和3年、11万5,500何がし。2年と3年、コロナの中でもこれだけの方が来られてクラブを利用していると。なおかつ、善意の募金というのは、たしかパークにはあると思われまして。元年が37万4,000円何がし、令和2年、56万9,000円何がし、令和3年、60万飛んで8,000何がし。かなりの方が募金

を、ここで利用の際に善意でしていると。仮にこれ、プレーの有料化にした場合、どうなんでしょうかね、町長。これ、1つ提案ですよ、私から。

仮に、1人頭300円、300円、プレー費取ったとして、これを令和3年の中身で当てはめて考查してみたところですよ、私なりに、令和元年、2年、3年の平均値を出すと、人数的な部分を割っていくと約6,200人近くなるんですよ。それを300円、1人から頂きました、プレー費として、187万円なんですよ。

今、自主財源の確保ということを、町長も躍起になっていろいろ考えていらっしゃると思いますけども、これだって一つの自主財源の確保になるのではないかなと思われま。これ、事業費の中のね、一般財源、大体15%に値するんですよ。そういった精査、効果っていうのを、検証をしていらっしゃるのかどうか。してきたのかどうか、まずお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原議員のように、利用している人に掛ける何百円というふうになれば、計算上はそうなるかもしれませんが。ただし、実際は今の状態で、いわゆる無料って言えば無料なんですけれども、そういう状態だから利用者数がこのぐらい来ているという判断もできるんです。これが、仮に有料化にして、何百円かの有料化にして、クラブハウスを造り、周りがある程度をフェンスで囲う。そういうふうにしてそれこそ、時々言われるような費用対効果ということから考えれば、果たして今の計算のようになるかどうかというふうになります。

考え方ですけれども、この愛宕山公園というのは、先ほど課長からの答弁もあったように、いわゆる立ち位置ということでの答弁あったと思うんですけれども、これは愛宕山全体の公園、その中にパークコースもある。それからシャクヤク園もある、あるいは屋外のステージもある、サッカー場もある。1つの公園の中の、それぞれの今のような施設を持っていると。あるいは、毎日散歩をしている人もあるかもしれません。これを仮に、今申されたように有料化にした場合は、今のままでは駄目ですよ。今のままでただ金だけもらうというわけにはいきませんので、あの状態から整備をする。クラブハウスも造るということになったときに、果たしてどうかなあという思いもございます。

ですので、今は町民の皆さんが、ならば健康増進のために、多くの方々に利用してほしいという思いで現在進めている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 後ろ向きな発言で、町長の答えを聞いたかなと思います。参考に町長、周辺のパークゴルフ場ありますよね。万葉、三本木、やくらい、ふれあいの森、加護坊、全て今、有料化してるんですよ。町長なんかパークやられる方ですから、一通り回られてるのかなと思います。クラブハウスがないと有料化できないんですか。あと、フェンスがないと有料化できないんですか。物は考え方だと思いますよね。例えば、万葉、フェンスありますか。どうなんです。あります。全てではないでしょう。そこにはパトロール立てたり、いろいろやってる可能性だってあります。やり方次第だと思うんです

よ、私は。要は、町としてやる気があるのかどうか。せっかくこれだけいいものにしてきてるんですから、よりいいものにしようとか、やっぱり町の一つの観光の中核にしたいのであれば、やっぱりお金を投下する部分はする。ただし、かけた分だけ、やっぱりそれに対する対価というものがあつたって、おかしい話ではないと思うんです。

先ほど町長の答弁で、これ言うと議題外だと議長に言われますけど、シャクヤクのお話出ました。シャクヤク、今回、約2年ぶり、お祭りではございませんけども、開催なされたということ聞いております。約8日間、延べ人数今回1万2,000人来てんですよ。平成31年、令和元年のときでさえ、2万6,000人来てます。すごい、やっぱりこれだけのね、今回、メディア、新聞報道され、なおかつ瑞巖寺に10株、鉢で奉納なされたという話も出ております。やっぱり町のね、こういった財産をこれだけメディアに特化して出してもらってますから、やっぱり観光資源としてやっぱり位置づけるってことで先ほど答弁もありましたので、やっぱりそこは生かし切ったらいんじゃないのかなって気はしますね。要は、やる気の問題だと私思います。これ、シャクヤクだって8日間、今回やって、これだって駐車場の有料化っていうのも、考えようによってはできたんじゃないかなと思いますよ。別にクラブハウス造るわけでもないですし、フェンスあるわけでもないです。今回の稼働で約3,600台から800台の車が入ったという集計も取られているようでございますので、仮に1台当たりこれも300円なりの有料とした場合、116万円の金がここにつくれるんですよ。なおかつ、ここに天気のいい日に例えば、アイスクリームとかジェラートとか、そういったお店屋さんが来れば、もっと費用対効果が生まれるんじゃないかなあと考えております。

計算していくと、令和4年、駐車場、例えば今回取ったとした場合、116万円上がったと、数字を、仮定した場合、仮定ですよ、取ったとして、今回職員ここに何人張りつけしたんですか。延べ、駐車場係。本来の職務ではなく駐車場係として、人が足りないという中でこういう方をつけてやってるわけですよ。やっぱ先ほど町長じゃないけど、費用対効果って言葉、あまり私も行政では使いたくないんです。いろんな成果、効果というのを検証した中での話をさせていただきたいなと思うんですよ。仮に、これ職員じゃなくてシルバーを使った場合、どうなるのか。自分なりにちょっと計算してみました。今年度、この3,600何がしの車300円ずつ取って116万円収益上がったとして、シルバーを使った場合、延べ人数、今回102名だそうです、職員の方、充てられた方。この方々、約5.5時間、稼働率としてついてるそうです。仮に職員の方をつけるとなると多分、時給に計算して1,300円前後ではないのかなと。公務員さんの時給にざっと換算すると、そのくらいかなと思われまして、これを計算すると約73万円かかるんですよ。延べ日数及び人数、期間を合わせると。じゃあ、これをこのシルバーを使った場合どのくらいなるのか、53万円ぐらいなんですよ。宮城県の最低賃金が835円、これ以上は出してるでしょうから、仮に950円と仮定した場合、54万円近くなります。差额的に約20万円浮くんですよ。職員の方が本来の職務をして、シルバーの方を使って、なおかつ、町の財源確保20万円できるんですよ。そういう精査をして、検証なされてるのかどうかって話

なんですよ。あくまで事業ですからね、余談な話になりますけど。シャクヤク一つ取ってもそうですけれども、パークゴルフだって一緒だと思うんですよ。別に最初からクラブハウスが必要かといったら、それでもないと思いますよ。そういった考えはないんでしょうかね、再度お尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結論から言えば、ございません。いずれにしましても、有料にするには、有料にするなりの整備をしなくちゃなりません。単純に人さえ入れて、そこで切符発行すればいいというものにはなりません。やっぱりそれなりのきちっとした形をもって、有料であれば有料なりの形をつくっていくと、そういうふうにならないといけないというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、愛宕山公園については、それは有料で金を取れば、それはそれなりに町としてもいいだろうというのは、それはそのとおりですけれども、現在はあのところを十分に多くの人たちに知ってもらい、活用してもらい、楽しんでもらい、そういうことで利用をさせているということでもありますので、当分今のような形を考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長と今話しても、クラブハウスがない、物ありきじゃないとやれない。要は、施設ができないことにはできないというような話しぶりでございますので、施設ありきの話ということになるのかなという気がします。手作りでいろいろ考え方あると思うんですよ。試行錯誤し、試してみて、それで駄目なら元に戻してもいいでしょうし、やる気があるのかどうかなって話をしてるんですけどもね。せっかくこれだけいいものになってきてるんですから、もう少し活用の仕方、付加価値をつけてもよろしいんじゃないかということで、なおかつ町の財源の確保の一役を担えると思ってるんですから、そういう話してるんですが、町長としては何か後ろ向きな、発展性に欠けるような話も聞こえてくるのは私だけでしょうか。

しからばですね、この施設問題についてはさておいて、今後じゃあ今の利用者、どのように今後増やしていくんですか。今のままのまんまでいいということなんでしょうか。要は、地域活性化を踏まえた中で、先ほど立ち位置っていうのを聞いてますので、当然、増加を増やすつもりでおられると思います。それによって色麻のPRにも多分つながるだろうと。約8割の方がさっき言ってますけども、町外から来てるわけですから、これをより以上伸ばすための方策、対策は何か考えられてるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 愛宕山公園管理事務所長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

町外から来られるお客様のそのPRにつきましては、大崎管内には多くのパークゴルフ場がございますが、ほかのパークゴルフ場と比較してみると、本町のパークゴルフ場というのは、国道にその中でも近いのかなと。その辺を強調とか、それを生かした中の

PRを考えてまいりたいと思っておりますし、町内のパークゴルフの人口増加につきましては、今現在、色麻町パークゴルフ協会には55名の加入者がいるそうでございますので、その協会の中で4月から11月までゴルフ場開設期間内に10回の大会を開催しております。その中では、会員外の方々が参加できるオープン大会、それから、町長杯なども実施しており、毎回、七、六十名程度の方々が参加してございますので、利用者を増やすための対策ですが、やはり生涯スポーツの一環として若い世代の方々にもパークゴルフに親しんでもらえるようなことが重要なのかなと考えておりますし、その辺についてはパークゴルフ協会さんと連携しながらパークゴルフ講習会などを開催し、プレー人口を底上げすることも考える必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、担当課長から利用者数を増やす対策についてのお話が出ました。大崎管内で唯一国道に近いっていう利点、あとやっぱりオープン大会等を増やしながらそこに若い世代を取り込みたい。言ってること分かるんですよ。具体的な対策をどうするかということ聞いてんです。何か対策考えてんですか。お尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 一番は、本当はこれいろいろ、こう人に誘ってもらってですね、新しい人たちを引っ張ってもらおうというのは、町内の人たちに対してはですけども、そういうふうにしてもらって経験させるとというのが一番なんですけれども、そういったなかなか口のようにはいかないこともありますので、今の公民館長といろいろ相談をしながらですね、来月の第3日曜日でしたでしょうか。地区対抗のパーク大会をやるということで、区長さんに協力をお願いをして、各地区からも経験者であろうと、経験がなされない人であろうと、何とか必ず1チームは出してほしいと。あるいは、多いところであれば何チームかも参加可能だよということで、何チーム編成になるかとか、具体的な話もまだ詰めなくちゃならないところがあるようですけれども、そういう大会をしながら経験のない人たちをできるだけ参加をする方向を、何とか考えてみたいものだということで進めております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長から前向きな答弁といいたいでしょうか、地区対抗、新たな発言でね、したことない人をより多くパークを知っていただきたいということで、そういうこともやってみたいという答弁いただきました。いいことだと思いますよ、私は。ただね、ただ単に来てくださいって言って、本当に来るのかどうか。誘い方だと思うんですよ。仕掛け、どのような仕掛けするのか。ただ来てくださいって言って、来るわけじゃないでしょうから、そこはしっかり考えていただきたいかなと。

あと、若い世代に対しての対策ってどうすんでしょうかね、さっき。課長からも答弁あります。1つこれ提案しますよ。若い世代、学校授業の一環にこれ入れたらどうなんです。パークを中学生にさせてみる。これだって悪い話じゃないですよ。どうなんです



かね、町長。学校機関のトップにつながる方でもございます。そういう提案したっていいんじゃないですか、町長。悪い話してるんじゃないですよ。健康促進でしょ。若い人たちの色麻町の愛宕山からパークをして、色麻町をより自然の多いとこだなって再認識していただく、そういう意味でもいいんじゃないんです。強いて言えば、送迎バスかかるくらいでしょうから、どうなんですかね、そういう考えはありませんか。町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 学校関係の子供たちまでということは考えてはおらないんですけども、それはそれとして子供たちだって、当然プレー楽しめるんですよ、確かに言われてみれば。今言ったように、年配の方から若い人たちまでの幅広く楽しめるプレーなんですよね。ですけれども、学校の子供たちとなれば、いささかちょっと簡単ということにならないかもしれませんのでね。それはそれで、ちょっと教育長を中心に、絶対無理ではないでしょうけれども、考えとしてはね、あってもいいのかなとは思っていますので、私からの答弁はそれ以上の答弁はできませんので、勘弁してもらいたいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ここに教育長いませんからね、町長ね、答弁は難しいと思います。ただ、町長としての気持ちとしては、そういう考えがあるんだろうなということで承っておけばいいのかな。やっぱりね、色麻全体としてやっぱパーク人口増やしたいっていうんだったら、それも一つの手だと思うんですよ。子供たちが行って楽しいなと思えば、今度大人、お父さん、お母さんも行くかもしれません。やっぱり相乗効果、いろんな政策、考え方、見てもいいんじゃないですか。やって駄目もとですよ。別にお金かかる話をしてんじゃないですから。お金の話すると町長がね、すごい渋い顔するものですから。金のかかんない話で、ちょっとね、今ね、させていただいたんですけど、そういう考えもやっぱりしていく時代じゃないのかなと。少子化、高齢化、町長常に言っているじゃないですか。その色麻の宝の子供たちにやっぱりこういう部分やっていただいて、健康促進、あと、コミュニケーションの場、大人とも会話できるじゃないですか。プレー、知ってるプレーヤーのね、審判員の方をつけて、やっぱりルールブックを基にやっていただく、そういった礼節も学べる場所だと思ってますよ。そういったことを授業の一環としても問題はないんじゃないのかなということで、ちょっとお話しさせていただきました。

今後の利用率、利用数を高めるためにどうするか。根本的に、やっぱりこのパークゴルフ場の価値観、このパークゴルフ場ニーズ。これをどのように町長が今後捉えて考えていって、担当課の方々がどういったPRをしていくのか、町内、町外も含めて考えていくのかという問題です。考えなければ前に進みません。現状維持なんてありませんから、常に考えてください。

その点、再度、担当課にお尋ねします。今町長から先ほど答弁いただきましたけども、若い世代、町内、町外に対してのPRの仕方、どのようにするのか、考えがあるんでしょうから、お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 愛宕山公園管理事務所長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

現時点でこうだという具体的な対策についてはございませんが、今後、その利用者増加に向けて、課内でいろいろ検討しながら進めてまいりたいと。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長。今、課長の答弁聞きました。これから考えるそうです。これからでいいんですか。どうなんでしょうね。もっと考えてくるべきじゃなかったのかな。パーク12年8月から始まってますよ。やっぱりいろんな数字、常に追っていったるはず。数字から、利用者から、金額から、全てはじいてるんじゃないですか。

まだ言ってんだけど。その数字をどのように捉えているか、そこを考えて、これから考えるというニーズでございますんで、ちょっと遅いんじゃないかなと、町長としてはその点どう思われているか、じゃあお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これ、スポーツの競技は何でもなんですけれどもね、意外とやっぱり波があるんですよ。確かに今パーク人口っていうのは全国的に、もう組織的にも全国の組織がある。もちろん、県の組織もある、東北の組織もあるということで、全国組織で、相当競技人口は増えていると思います。ただ、その中でですね、やっぱり今話が出てるように、どちらかといえば若い人たちは少ないですよ、確かに。それで、若い人たちだって十分できるんですけれども、時間が果たして、そういう時間が持てているかどうかということも若干あると思うんですよ。今やっぱり競技人口、競技している人たちを見ますとね、仕事を早々、特に忙しい仕事を持って人じゃなくて、常に来て人はですよ、やっぱり時間の余裕のある人が、どちらかといえば多いんですよ。そういう中で若い人たちを引っ張り込むというときに、ということであれば、この祝日とか休みとかということになるわけですけれども、そういう時間帯に若い人たちは若い人たちの、この余暇の過ごし方というものもあると思うんです。ですから、必ずしもこういうのに取り込もうという、あまりにもぐいぐいと引っ張ろうということじゃなくて、楽しみ方の一つにこういうのもありますよということ知ってもらって、これは若い人も年配の方も、この差がなく、内容的に差がなく、若い人だからうまいとか、年取ったから下手だとかということでないですよ、これはやっぱりね。そういうことといえば、どなたも親しめる競技ですので、皆さんからも、できれば議会の皆さんからも広めてほしいんですよ、やっぱり。議員の皆さんも自らプレーを楽しんでもらえれば、後に続くと思うんですよ。そういうことも踏まえて、これからお互いに本町の中で健康的なスポーツということで広めてほしいし、私もできるだけ広めるような努力をしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、町長から答弁あってね、議会の方もやったらいいんじゃないですかと。町長と私やってるじゃないですか、協会。議会代表してやっていますよ。逆

に、私から言わせていただければ（「皆さん」の声あり）皆さんね、私から言わせていただければ、役場の職員の方やってますか。どうなんです。職員の方、若い世代、課長クラス、補佐クラスやってるんですか。町長から誘ってくださいよ。その点どうですか、お尋ねしときますよ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 時間の取れる人は誘います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、気持ちは一緒ですから。時間が取れる人とか、やっぱりね、できれば最低でもやっぱり担当課の課長。やっぱ課の方々誘ってくださいよ。それで再認識していただいて、パークゴルフ場のよさを理解していただく。そういった考えね、持っていたほうがより仕事に、事業に対して愛着持つんじゃないかなって気してるんですよ。ぜひ、町長からそこいら推奨していただきたいと思うんですが、そういう考えは、今後職員に対して考えていらっしゃるかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今年の町長杯は終わりましたので、一昨日でしたか、終わりましたので、来年の町長杯のパークゴルフのときは、課長の皆さんにも声をかけるということで約束をいたします。出るか、出ないかはその人その人の、いろいろ都合がありますからね、声をかけるということで約束をしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 若い人を誘ってね、町長から行くと今、後ろからパワハラがどうのこうのという声もありますけども、ぜひねやっぱり、職場のコミュニケーションの一環としてね、やっぱり図っていただきたいかなと。常日頃やっぱり町長とね、仕事以外の部分で携わることもできるでしょうから、そういった形も踏まえて。あと、自分たちが行くことによってパークゴルフ場のよさも再認識ができて、その中でこういった形で今後有料化を図ってもいいんじゃないかなという考えが持てる、考えられる職員たちが出てきて、それを一つの規約にして町の地域活性化に生かせるようにしたらいいんじゃないのかなと。ちょっと一人で考えたってしゃあないですから、そこだと思うんですよ。一人で考えても答え出なければ、みんな巻き込んでください。常に町長とやると、私負けますけども。それはさておいて、やっぱりそうやってみんなで楽しむと。楽しむんだったらそれなりのいいものにしていただきたい。そのためにあれだけ、あそこ会計年度のね、任用職員の方々が一生懸命きれいにつくってるんですから。やっぱりそういう部分をみんなにアピールして、色麻のパークゴルフ場来てくださいよと、将来的に有料的に取れるような内容のものにしていきますと言えるようにしたらいいんじゃないですか。今取れないんだったら、この先構想練ってやっていただきたいかなと。

この件について町長とずっと続けていっても、今考える気はない、要は施設がないからできないんだって話ですけど、施設ありきではない部分で、再度もう少し考えていただきたいかなと。あくまでもパーク、グラウンドゴルフもそうです。やっぱり価値観、

ニーズの問題。これをどう高めるかによって人が来る、来ないだと思うんですよ。やっぱりね、若い人から子供から高齢者までね、やっぱり楽しめるのがゴルフだと思います。別に力要るものでもございません。走るものでもございません。そんなぜいたくなものではないんじゃないですか。クラブ1つ、ボール1つあればできるスポーツ。個人のスポーツといえば、それまでやっぱりね、みんなと和気あいあいコミュニケーションしながらも、やっぱり自分との、やっぱりそこは負けたくないとか、こいつには勝ちたいとかいろいろなのがあってやってきてるんでしょうから、そういうコミュニケーションを取りながらやれる一つのコミュニケーションの場としてね、有効に活用していただきたい。それがやっぱり組織となって今に至ってるのかなと思います。やっぱこの組織をもっと強化するため、今60人ですか、59人ですか、これを100人とかね、150人とか増やせばもっといいものになるんじゃないのかなと思いますよ。やっぱそういった部分、ニーズ、価値観の多様性を伸ばしつつ、よりよい愛宕山公園のパークゴルフ場、または、先ほど町長の言われたシャクヤク、こういった資源を活用して地域活性化を図っていただくことを、強く本当に気持ちから切望します。

最後にもう一度お尋ねします。町長、そういった考えで将来有料化するなり、やっぱり施設の設備投資なり考えていく考えはないのかどうかを質問しておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 将来と言われても、私も任期があるもんですからね、なかなかそれは将来って言われればひどいんですけれども、パークゴルフの愛好家の一人として今のようなお話を承りながら、多くの皆さんに親んでもらうようなことをできるだけ考えながら、私も一緒にやってみたいと、いきたいというふうに思います。

有料化については、今のところ一応100円を寄附をお願いして、整備代だということを出してもらってるもんですので、それはそれで大変ありがたく頂戴しておりますので、相原議員からいけばもっと高く取って有料化にしろということなんでしょうけども、当分は今の状態で取り組んでいきたいというふうに思います。内容あるいはその状況が変わってね、どうしてもそういうふうにして有料にしないと、例えば周りのバランスからいっても、色麻だけそういう状態では駄目だとかというようなことがもしあれば、それはそれなんですけれども、今のところそういう状況でもないと思いますので、もう少し今の状態を続けさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まあね、町長としては今精いっぱい、現状を踏まえた中での答弁でございまして、致し方ないかなと思われまして。ただ将来の展望はやっぱり日々変わりますからね、やっぱりそのあたり、しっかりと周りの方、特にパークに行っているいろんな人の声を聞かれるでしょうから、いろんな声を参考にして、将来の展望を考えていただくことを強く望んで、この質問を終わりたいと思います。ぜひ、これについてはしっかりと将来に向けてやっていただきたいことを念頭に申して終わりたいと思います。

終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、3番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） 一般質問の許可をいただきましたので、ただいまから始めたいと思います。

1番目、風力発電について。八森山の風力発電計画において、事業者は土地を買収する予定なのか、それとも借り上げる予定なのでしょう。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の質問に答えたいと思います。

風力発電について、この風力発電についてはもう何回も質問を受けてきましたので、自分としては一貫性を持って答弁しているつもりでありますけれども、もし違うようなことのあるときは、どうぞ指摘していただいて結構でございます。

今の質問については、事業者は借り上げる予定ということで伺っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、それに関連してお聞きしたいことがあります。グリーンパワーインベストメント社は、FIT認定を取得しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

事業者においては、2022年2月に事業計画認定を取得しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） FIT認定の審査を行うに当たり、事業者がそろえなければならない書類を資源エネルギー庁では定めています。その中で一番大事な書類の一つが、土地を使う権利、八森山の風力発電計画でいえば、八森山の色麻町の町有地を使っていいですよということを証明する文書です。これについては、資源エネルギー庁のホームページで検索すれば、誰でも見ることができる公の書類です。色麻町の町有地の賃貸証明書についてお聞きします。これを発行したのはいつでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

賃貸証明書の発行は、令和2年12月14日付で発出しております。大変失礼しました。

24日でございます。申し訳ありません。訂正いたします。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 令和3年、去年の9月議会で、私は今日と同じ質問をしました。

事業者は土地を買収する予定なのか、それとも借り上げる予定なのかと。それに対して町長の答弁は、業者のほうで土地を買収するのか、借り上げをするのかということでありまして、今のところ町には何もそういう話は来ておりませんというも

ので、つまりゼロ回答だったわけなんですけど、でも、今お聞きしたところによると、賃貸証明書が発行されたのが令和2年。この質問をした前の年の暮れ、12月24日だということは、去年の9月議会の時点では、既に賃貸証明書を発行されていた。土地を貸すことについて、その前から協議していたということで明らかに食い違いがあるんですけども、これについて説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それは貸すことでないんじゃないですか。まだ貸すっていうことは決まってないんですよ。あくまでもお願いされた分については貸すことはできますけれどもということであって、貸すとか貸さないとかということではないんですよ。貸すことはできますということですからね。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） まず、中身の問題以前に土地を貸すか、貸さないかということについて協議をしていたということについては、認めていただけますか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

こちらの賃貸証明証については、FIT制度の中での認定申請の際に必要な、これは代替の書類ということになります。再生可能エネルギー推進室で発出している通知でございますが、こちらにはですね、様々な添付書類ございますけれども、その中で売買契約書の写し、それから賃貸契約書の写し、位置条件設定契約書の写しなどの添付義務がございますけれども、事業者が認定の申請する際にですね、先ほどの申し上げました書類が添付できない場合には、原則として認定しないというふうに書かれてるんですけども、例外措置というのがございまして、法または条例で環境アセスメントが求められている風力、地熱発電設備を設置する事業については、先ほどのですね、賃貸証明書等の添付があれば、一旦認定されるというようなことが明記されておりますので、これはあくまでも賃貸借契約書ではなくてですね、賃貸の証明書ということになりますので、御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） もう一回だけお聞きします。中身を聞いてるのではなくて、土地を貸すとか、貸さないとか、そういうことについて話合いは持ってますねということで、それしか聞いてません。中身ではなく。

○町長（早坂利悦君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 要するにまだ貸すとか、貸さないとかの段階じゃなくてね、もしお願いしたら貸すことはできるんでしょうかということですので、町としては条件がそろえば貸すことができますよということなんであってね、別に貸しますとか、貸しませんとかというふうな話ではないんですよ。それ以前の話だというふうに捉えてほしいんですね。町としては繰り返しますけれども、条件がそろわなければ貸せないわけですよ。だから、大内議員が何度も何度もこう質問して、心配されているようなことがクリアさ

れば、町としても当然そういうことはクリアしてもらわなければ貸せないわけですので、実際に貸してほしいという状況のときは、そういう話でしっかりチェックをしなくちゃならないと、こういうふうになります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 私はそのまた以前の話をしていて、この業者のほうで土地を買収するのか、借り上げをするのかということについて、今のところ町には何もそういう話は来ておりませんと、土地を買収するのか、借り上げするのかということすら分からないという回答だったので、ちょっと話が食い違うんじゃないかということですが、これに対する回答はなかったということで、次に進みたいと思います。

この賃貸証明書の中身です。賃貸証明書の最初の文を読んでいただけますか。1番目の、その文章の中の一番最初の文。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、この賃貸証明書でございますが、これは先ほど町長が申しあげましたように、賃貸借契約の前段階のですね、話ということで御理解賜ればというふうに、まず思います。

この賃貸証明書でございますが、依頼人は事業者でございますし、証明者は色麻町長ということになります。証明書は、下記の土地について依頼人に対して賃貸する用意があることを証明いたします。ただし、依頼人が再生可能エネルギー特別措置法、再エネ特措法と言います、に基づく事業計画認定の取得ができない場合、送電事業者の接続の同意を得ることができない場合は、この限りではありません。なお、証明者は、本証明により賃貸義務を負うものではありません。また、本証明書を再エネ特措法に基づく事業計画認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は、依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いませんという、これはFIT法のですね、認定する際の参考資料としてですね、参考様式として示された内容、そういうことになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この賃貸証明書、最初の文は、証明者は、つまり色麻町は下記の土地について、依頼人に対して賃貸する用意があることを証明いたします。土地を貸しますよという意味にしか読めませんね。かなり積極的な言い回しです。その後のただし書というのは、FITの認定が取れて、それから東北電力などに接続することができればいいけれども、いいですよということです。両方ともできてますね。その後のなおつというところからなんです、本証明により賃貸義務を負うものではありませんとあります。つまり、これは仮契約ですよと、くぎを刺しているわけなんです。

町長は、常々答弁の中で、貸すも、貸さないもまだ決めていないと、ニュートラルだ

という言い方をされています。でも、この証明書の文を読むと、9割方色麻町の土地を貸しますよというふうにも読めます。町長の真意はどこにあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これはですから、さっき言ったとおりなんですけれどもね、まだ貸す、貸さないの問題じゃなくて、もし、このグリーンパワーインベストメントのほうで、こういうふうなことでこういう土地を借りたいときは、町としては貸すことができるんですかという伺いでしょう、これね。そして、貸すか、貸さないかということについては、いろいろな条件があるわけですよ、町としてもね。例えば、ただ地滑り状況がどうだとか、あるいは今までいろいろな質問を受けてきましたけれども、そういうことをいわゆる環境アセス関係がどうだろうか、そういうようなことも全部踏まえた中で、実際は貸すか、貸さないかの判断をするわけですよ。

この場合は、その段階の前なんですよ、これは。もし、私のほうでお願いすれば、貸すことは可能なんですかということですから。可能ですけども、今のようなことがあれば駄目ですよということになるわけですね、町としてはですよ。そういうふうに理解してもらえればいいと思うんですけど。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この証明書の中にあるただし書は、FITの認定が取れない場合、電力に接続できない場合しか書いてないんですね。そのほかの条件もありますということは書いてないんですが、今、町長おっしゃったようなことも条件に含まれるとすれば、ぜひ事業者の方にアピールしてください。

先ほど、私が昨年9月に一般質問をしたとき、私はFIT制度についてあまりよく分かっていませんでした。分かっていないのでそういう質問をしたんですけども、分からない町民は分からないままでいいという、何というか、色麻町の風通しの悪さというのをとても感じます。ぜひ、強力な換気扇をつけていただきたいと思います。

2番目の保安林についての質問に移ります。風力発電計画地に保安林はあるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

事業計画区域内にはですね、水源涵養保安林があります。現在、事業者が風況調査、環境影響に係る調査などを行っている段階であります。それらの調査結果を基に、実際に建設が可能な場所を選定し、事業に必要な面積が示されていくこととなります。このように、現時点では具体的な面積が未確定であることから、該当となる保安林の面積を数字で申し上げることはできない状況にあります。事業熟度が高まっていく中で、正確な面積等が示されていくものと考えております。

事業者によりますと、風力発電事業によって改変される面積は、風力発電機を設置するためのヤードを1基当たり約2,000平方メートル、それらをつなぐ幅員5メートル程



度の管理用道路というふうに聞いております。保安林内での事業につきましては、宮城県の指導にのっとり、適切に対応を行ってもらうこととなります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 水源涵養保安林とは何かといいますと、その森林があることで保水力が保たれて、川へ流れる水の量が安定する。それによって洪水や渇水になることをできるだけ避けて、水道水や農業用水を確保すると、そういう重要な役割を持っています。このたび、色麻町で制定した色麻町自然環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例というのがありますが、その中で抑制区域というのが指定されていて、その中に保安林があります。抑制区域に入っているということは、ここには風力発電は建てられないと解釈していいのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

再エネ調和条例はですね、これはクリーンな再生可能エネルギーということになりますけれども、再生可能エネルギー、それから自然、それから地域社会との共生を目指す、そういった内容の調和条例であります。

抑制ということございまして、その場合、禁止区域等はしておりません。今回の条例については、先ほど申し上げましたように調和条例でありまして、再生可能エネルギーを禁止するものではないということ。禁止区域とするということですね、これ風力発電に限らず、様々な再生可能エネルギーを広く認識していただければと思うんですが、これは財産の利活用にも制限をかけてしまうというようなおそれがございますので、これは禁止ではなく、抑制としております。したがって、事業者がですね、国・県の規制する上位法の中での許可、認可が得られれば、その中で弾力的に対応して事業実施は可であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） じゃあ、国・県の対応に入る前に抑制区域というのは、結局何のためにあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） この抑制区域についてはですね、例えば、土砂災害区域でありますとか、そういった危険を伴うことのないよう、または文化財などですね、あった場合、そういった規制がございまして、あくまでも禁止ではなく、抑止力をそこで抑制するという形でですね、自然と地域社会と再生可能エネルギーが調和していけるような、そういった持続可能な点ということで抑制としているわけでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 水源涵養というのも非常に重要な役割だと思いますが、そのため

には役に立たない条例だということだと思えます。

この水源涵養の保安林、事業者が八森山を使うのには、国に対して保安林の指定を解除してくださいという解除の申請をしなければなりません。その申請をするに当たってどんな条件があるのか宮城県に問い合わせしてみました。いろいろ要件、解除の要件はあるんですけども、その中で色麻町に関係あるのが3つあります。1つは、土地に関する権限を有する証書、先ほどの賃貸証明書のことです。賃貸証明書はあちこちで使われる重要な書類です。2つ目が、公共事業であること。公的土地利用の計画に入っていること。そして、3つ目が市町村長の同意です。

まず、公共事業ということについてですが、町長はこれまで何度もこれは町の事業ではないと表明していますが、それは今も変わらないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） もちろん変わりません。町の事業ということで誘致したわけでもございませんし、何ら変わるものではございません。ただ、この風力発電関係について、大内議員とは大分お話をいただいたり、やり取りしてきたんですけども、基本的にはこれは国のエネルギー政策なんですけれどもね。私は前にも言ったとおりで、原発からさらにやっぱり、もう自然再生エネルギーのほうに切り替えるべきではないだろうかという考えなものですので、全て自然再生エネルギーを否定をするということになりますと、それじゃあ、あとは原発かと、こういうふうになりますのでね、私としてはこの風力発電については、決して否定的な見方はしておりません。今言ったような様々な問題はクリアしなくちゃなりませんけれども、クリアすればいいと思っています。だからといってゴーサイン出したわけではございませんけれども、基本的な考え方として、再生エネルギーについては、私はよいんではないかというふうな考えでおります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 町長の思いとは別に保安林解除の要件というのがありまして、県の森林整備課でも保安林というのはとても大事なもののなので、網は何重にもかけてますというお話でした。だから、公共事業であるという、保安林解除の要件には当てはまらないということだと思えます。

次に、市町村長の同意、これは県に確かめたらば、先ほどの賃貸証明書とはまた別に必要な書類だそうです。お聞きしますが、事業者から保安林解除についての同意書を書いてくださいという要請はありましたか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その件についての同意を求められたということとはございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 場所が確定するのはこれから準備書の段階だと思うので、まだそういうことはないと思います。でも、これから必ずそういうことが出てくると思います。町長はその同意を求めることが来たときに、色麻町の水源涵養保安林の解除に同意しま

すか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今はそういう具体的にはまだ考えておりませんので、その時点で来るか、来ないかも分かりませんので、そのときになって慎重に判断をさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 保安林解除の要件に必要なものなので、必ず来ると思います。

令和4年3月、最近策定したばかりの第5次色麻町国土利用計画というのがあります。色麻町を東部地域、北部地域、西部地域の3つに分け、西部地域というのが八森山を含む地域です。この西部地域は、平沢、小栗山の2つの大字から成り、保野川の上流山間地で土地利用形態では森林が大半を占めると書かれています。まさに風力発電計画の地域です。そこにこういうふうに書かれています。

今後は、色麻町の豊かな自然のシンボルとも言える本地域の保全活用を図り、森林の公益的機能に留意しながら、国及び県と協力して保安林の持つ防災機能を維持強化させるための森林整備を効果的に実施していきます。

つまり、保安林は維持強化の方向です。つい最近つくられた国土利用計画です。色麻町長として、森林の公益的機能と防災機能を維持強化させるために、保安林の解除には決して同意すべきでないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） その部分だけ取ればそうでしょうけれども、まずもってさっき言ったとおりでして、別にこの会社のほうでね、今のような場所に来るかどうか、あるいは加美町だけに造るかもしれませんから、分かりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻に来た場合のお話を聞いてました。

では、3番目に移ります。

風車の解体撤去費用ということで、風車の解体、撤去、廃棄について、将来にわたって町民負担を生じさせないために、町ではどのような対策を考えているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

事業者は固定買取り価格制度に基づいて事業を計画しております。この制度の認定基準においては、撤去費用の積立て報告につきまして遵守事項とされており、事業者はそれに基づいて積立てを行っていくものとなります。資源エネルギー庁の風力発電事業計画策定ガイドラインにおいても、事業終了後の適切な撤去及び処分の実施方法及び計画的な費用の確保についての遵守事項等が示されています。

色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例においては、事業者の責務として、事業者は事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を廃止しようとするときは速やかに再生可能エネルギー発電設備を撤去し及び

適正に処分し並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならないと規定しております。また、撤去については、事業者に確実に遵守してもらうよう、土地賃貸契約において明記することなども検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 解体撤去費用、太陽光発電については、廃棄についてこれから非常に問題になってくるということで、国によって廃棄費用の積立て制度が、外部積立てということでつくられました。風力発電については、高さが200メートル近くの巨大風車の解体撤去費用は、太陽光以上に相当の額になると思われませんが、まだ国による廃棄費用の積立て制度はありません。

令和3年12月会議で、私はこう質問しました。万が一にも町民に損害が及ばないように、町民の負担にならないように手を打っていくのが町長の仕事ではないでしょうか。それに対する町長の回答は、次のようなものでした。条例をつくる方向で検討したい。町の条例をしっかりと持ちたい。そして、今年3月に色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置企業との調和に関する条例が制定されました。

町長にお聞きしますが、この条例によって、将来にわたって町民負担が生じないような仕組みはできたでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） パーフェクトというわけには多分いかないかもしれませんが、ただ、この風力発電事業というのは、国の認可ですよ。だとすれば、将来そういう解体のことが出たときも、国の責任の下でやられるものだというふうに思うんですよ。確かに町有地を使うということにはなりますけれども、直接町のほうで認可を下ろすというわけではございません。これは国の何省か、経産省ですね、経産省のほうで認可するわけですので、だとしたときに認可したほうが何もなくて、土地を貸したほうが責任を持つということではないのではないかとこのように思うんです。まだまだ不備なところは多分あると思うんです。しかし、それでも何としても、町に負担がかかるという方向は当然避けなければなりませんので、これからどういうふうに展開するか分かりませんが、そのことはしっかりと頭に入れておかななくちゃならない一つだというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 経産省がこの認可をするわけですが、最後に廃棄費用が積み立てられてないときに、経産省が責任持ちますということは、どこかで聞いてるわけですか。経産省言ってるわけですか、そういうこと。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いや、確認したわけではないんですけども、これから、そういうことがもう既に、風力発電はもう既に何年も前から動いてるところもあるわけですね。多分、やがてそういう問題が出てくる可能性はあるわけですけども、だとしたときに、

経産省のほうでこれからどういう対応をするか。対応すると私は思うんです。これは確認したわけではありません。ただ、今のところ、そういうふうな私なりの思いですけれどもね。だから何としても、町のほうへ負担がかかる、迷惑がかかる、町民の皆さんの何かの被害を受ける、そういうことは避けるような方向で考えていかなくちやならないと、当然のことです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） そうすると、取りあえず条例によって、それを町民負担を回避するということは、できないと考えていいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 条例だけでは、今言ったような思いについては、パーフェクトではございません、それは。しかし、これを認めようと、しようとするときの歯止めにはなるわけですね。その条例をもっているいろいろな、言ってみれば附帯要件がつくわけですので、それをクリアしてもらわなくちやならないわけですので、それはそれなんですよ。

ただ、今言われたように、将来解体する状況になったときの、その費用はと言われますと、それは条例つくったから町で責任があるとかというのではなくて、さっき言ったような思いで考えておるといことです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 答弁の中で、廃棄費用の積立て報告についての遵守事項とありましたが、現実問題として、町長が視察に行かれた青森県つがる市のグリーンパワーつがる合同会社は、2020年から運転を開始していますが、資源エネルギー庁の再生エネルギー、再生可能エネルギー発電計画認定情報というところを見ますと、現時点で定期報告の提出を確認されてないと記されています。定期報告書、出されていません。

つまり、義務化といっても努力義務ですから、遵守事項といっても努力義務ですから、守らなくても罰則がないわけです。認定取消しにもなっていません。そうすると、罰則がなければ守らなくてもいいという不誠実な会社が出てきてもおかしくない。現にそうなっています。こういう状態の中で事業者に対して、決められたことをきちんと守るようにと口で言っただけで、何の力も持たないんじゃないかと私はそう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町長（早坂利悦君） お答えいたします。

先ほど私のほうからも御回答させていただいたんですけれども、そのFIT制度の中の認定する際には、やはりこれは事業者としての社会的な信用ですとか、社会貢献、そういったものもあってですね、その中で撤去費用の積立て報告ということについての遵守事項というふうにされておりますので、私はそこは現在、太陽光パネルについては、大内議員がおっしゃったようにですね、これから20年、30年、2038年問題と今言われているようにですね、太陽光パネルが大量に廃棄が出るというようなことで法整備がなされたところなんです、風力発電については廃棄費用の積立てについては、まだ法整備

がされていない。努力義務という範囲ではございますけれども、先ほど申し上げた撤去についてですね、事業者確実に遵守してもらうように、土地の賃貸借契約の中に明記するとかですね、そういったこともしっかり検討してまいりたいというふうに考えておりました。

それから、つがるウインドファーム関係でございましたけれども、こちら積立ての報告がなされていないということでございましたけれども、私もこの件に関して確認をしたんですけれども、事業者の回答ではですね、その時点ではまだ公表する義務というのがですね、まだ発生してないという法整備の中だったそうなので、その時点ではまだその公表っていう段階ではなかったというふうに聞いておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） グリーンパワーインベストメント社は、大きな株式会社だと思います。計画を立てる、FIT認定、通過するまで計画を立てるまでの間は、グリーンパワー社が会社として名前を出して通過します。でも、実際に事業を始めるときは、合同会社をつくるんですね、どこの地域でも。合同会社というのは、出資した人が社員になる有限責任の会社で、小さな会社です。銀行から融資を受けて事業を始めて、電気を売った収入の中から銀行に返済していくと。順調にいけば固定価格買取制度の中で莫大な収入は入ってきます。でも、一旦事故が起きたら、状況ががらっと変わってきます。

先日、強い雷が色麻でもありましたが、八森山に予定している風車の高さは200メートル近くあって、仙台の大観音の2倍もあるということで、高いので風車は雷にとても弱いんですね。雷が風車に落ちて火災になった例はたくさんあります。火災などで事故を起こせば、風車を止めて修理することになる。再び稼働するまで、何か月間と収入がゼロになります。そうなれば、当然、収支は悪化してきます。

合同会社は有限責任ですから、仮に倒産しても最初の出資額以上の責任は負いません。そうすると、風車の廃棄、撤去費用は、町民の負担になる可能性は十分にあります。

町長、風車の廃棄費用の問題を解決するのに、町の条例は役に立っていません。国でも制度をつくっていません。事業者は利益は確実に取るけど、何かうまくいかないことになっても、絶対に損をしない対策を取っています。ということは、町は町民の生活、財産を守るために、自らしっかり考える必要があるということだと思います。たった20年間の事業者の金もうけのために自然を壊し、私たちの子や孫世代、20年後の町民に大きな負担を負わせるような決定をしていいのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いや、まだ実際にここに、私が決めたわけでないんですからね。今心配されているようなことは、私も心配してるんですから。ですから、そういう心配をクリアしなければ、これは町有地は貸すということじゃなくて、あくまでも貸すことはできるんですけども、そういういろんな諸問題についてクリアをして、そして初めて実際には貸すことになるんですけどもね。まだその段階ではございません。ですので、私

も慎重に捉えながら考えています。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。1番大内直子議員。

○1番（大内直子君） 先ほどずっと最初から質問していた賃貸証明書なんですけれども、最初に依頼人に対して貸す用意があることを証明いたしますという文面が来て、そのあとのただし書として、FIT法の、FIT認定の取得ができた場合と、電力会社に電気を接続できた場合という条件がついてます。これはクリアされたという状態だと考えると、ほとんどもう障害はなく貸せますよというふうにはしか、これを読んだ限りでは読めないんですね。

だけれども、町長が先ほどから再三おっしゃってるように、いろいろなことがあってそれを考えてから結論を出すんだということであれば、いろいろ考えて、ちょっと今のニュートラルな状態から、考えを少し変えるような状況に至ったときは、ぜひそのことを議会のほうにお示しいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） もちろん、実際に賃貸契約を結ぶということになるときは、当然、議会のほうに相談は申し上げたいというふうに思ってます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、4番目の低周波の話に、質問に移ります。

風車からの低周波、超低周波による健康被害について、町ではどのように認識しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

風車からの低周波、超低周波等につきましては、様々な研究があると思っておりますが、町としては国が定めた指針等を参考に事業を進めるべきと認識しております。環境省の低周波問題に関するQ&Aでは、風力発電施設から発生する音と健康影響への関係について、要約いたしますと、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音と健康影響について、現段階において明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。また、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究

を広く整理し専門家による審査を経て、医学会誌等に掲載されたレビュー論文や、各国政府による報告書等を整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音、低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでしたと解説しております。

また、環境省の風力発電施設から発生する騒音に関する指針については、要約いたしますと、風力発電施設から発生する20ヘルツ以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回り、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとの最新の科学的知見が述べられております。ただし、今後、新たな知見等により、国が定める基準、指針が変われば、それに合わせた対応を行っていく必要があるというふうに考えております。

なお、発電事業の主務省庁である経済産業省では、風力発電所の環境影響評価に係る参考項目の見直しを行っており、風力発電事業において調査の参考項目から、超低周波については2020年に除外されております。

一方、ウインドファーム八森山風力発電施設を計画している事業者は、周辺住民の皆様に安心感を持っていただけるように、自主的に超低周波音の調査を実施、影響調査、予測すると聞いております。また、事業者が現在説明している計画区域では、住宅から最も近いところで、平沢地区1.6キロメートル、小栗山地区1.2キロメートルですが、この最短距離で風力発電機を設置すると決定しているものではありません。今後の調査の結果として超低周波音に由来する何らかの影響が出ると判断される場合には、さらに適切な距離を取って発電機の配置を行うと聞いております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 事業者が今の距離よりももう少し距離を取って風力発電機を建てるかもしれないということは、つまり基数を減らしてもうちちょっと奥に建てるかもしれないということは、県の審査会の中でも言ってます。そのときに何を言ってるかということ、1基ずつの発電量を多くして、全体としては変わらないようにすると。もうけは維持して、減らしますということなんですけれども、風車を大きくすれば、それだけ低周波、超低周波の影響も遠くまで及ぶということは、国の研究の中でも明らかになっています。その低周波、超低周波による目まいとか頭痛、耳鳴り、吐き気など、低周波をあるときから感じる体になってしまうと、本当に深刻な症状が出るそうです。でも、こういう症状というのは、例えば睡眠剤とか精神安定剤とか、そういう薬を飲んで体の内側から治す薬を飲んでも効かないと。なぜかということ、低周波という外からの物理的な刺激による症状なので、低周波がなくなる限り、あるいは自分で引っ越さない限り続くということです。

事業者健康被害起きたら風車を止めるんですかと聞いたことありますが、止めますと事業者は答えます。でも、風車の影響だということを証明するのがとても大変なことです。お金もかかります。普通の人にはとても無理です。だから、泣き寝入りするとい



うことになってしまいます。

例えば、風車の根元の地区、平沢、小栗山地区がありますが、そこに住む人全員に被害が起こるわけじゃないんですね。でも、一部の人には起こってしまうであろうと。一部の人だからしょうがないと、町長はお考えでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうふうには考えないんでね。やっぱり低周波っていうのは、個人差があるということのようですが、だからといってそういうふうには、大分困るような人が出るということについては、それは仕方ないとは思ってなくてね、やっぱりいろいろこれまでにも、実際に稼働しているところもある、ありますしね。そういうところの話なんか聞いたりもしておるんですが、例えば、これも前にも言ったと思うんですけども、石巻にもあるんですよ。あそこなんかでも、地元の人たちはこの1キロも離れてないらしいんですけども、何にもうちのほうではね、そういうことを言ってる人誰もいないって、こう言うんですよ。あくまでも個人差があると言われれば、それまでの話なんですけれども、やっぱりどういう捉え方したらいいか分かりませんが、仕方ないとは思ってませんよ、仕方ないとは思ってませんが、片や、そういうふうには何らうちらほうは問題ございませんっていうところもあるということなんですよ。

今、大内議員が言ったように、それが原因って思われるところもあるということも多分あるんでしょう。それもあると思いますけれども、ないところもあるということで、その低周波ということについては、やっぱり課長が言ったようにね、大変これ難しいんだと思うんですよ。この風力発電からしか出てないんだというのであれば、特定されますけれども、いろんなものが低周波って出てますのでね。それが合体しているものだから、風力のほうが影響してるもんだか別のほうが多い、その辺のところなんかやっぱり判別できないんでしょ、多分。

そういういろいろな、確かに課題はあると思いますけれども、いずれにしても今聞かれたように、特定の人だけだとすれば、それはいいんですかという、それはよいつちゅうわけにはいきません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 近年、地球温暖化の影響で、集中豪雨も激しくなってきました。巨大な風車を運び込むために、道路を山の上に造るわけですけども、先ほど5メートルと言いましたが、5メートルの道路を造るために、切土と盛土を繰り返して造るわけですから、もっと広い範囲を伐採して造るわけです。そうすると、集中豪雨による土砂崩れの可能性というのもあります。実際に加美町で建設が始まっているJREの工事現場は、ちょっとした雨で土砂崩れが起きたことは記憶に新しいことです。

私も再生可能エネルギーは進めるべきだと思います。でも、都会に大量に電気を送るために、地方が犠牲になる必要は全くないと思います。これからはエネルギーも地産地消で、都会は都会なりの、農村は農村なりの、そこに合った方法でエネルギーを考えていく時代だと思います。そのための技術も日進月歩で開発されています。

脱炭素と言いますが、CO<sub>2</sub>を吸収してくれる森林を伐採しておいて脱炭素というのは、非常に矛盾してるんじゃないでしょうか。ドイツでは森林を伐採して再生可能エネルギーをつくるときには、伐採した分の6倍の面積を植林しなければならないという規制があるそうです。それくらい森林を大切にしています。

これから色麻町にもたくさんの方若者に移住してほしいと思います。そのときに色麻町に来る人たちは、町の長期総合計画にあるように、豊かな自然を愛する人たちだと思います。山の上に巨大風車が立ち並ぶ光景は、そういう若い人たちの思いとは正反対の貧しい色麻の象徴になってしまうんじゃないでしょうか。町民の生命と財産を守る立場の町長として、また、未来へ向かう色麻町のかじ取りを任されている町長として、大きな視点から決断をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 話の中に風力発電が貧しい町の町長、貧しい町だとはいうふうには思えないんですよ。やっぱりこの風力発電っていうのは、どこでもいいんでなくて、風がうまく拾えるところなんですよね。ですから、その風力発電の会社だって、色麻だらどこでもいいっていうんじゃないんですよ、これは。八森山だからいいのであって、あるいは加美町であれば、どっか加美町の奥の山であればいいのであってね、どこでもいいっていうんじゃないんです、これ。だから、まずもって、だから、色麻で受け入れるべきだということにはつながりませんが、発電する会社だって採算を取るためには、そういう場所の選定から始まるわけですよ。そして、その場所を選定されるときに、本町としては、何回も質問を受けたような心配のないようであれば、色麻町も貸してもいいんだということであって、まだ今は貸すも、貸さないも、そういう段階ではございません。

それから、確かに都会の電気を賄っているのが地方のような感じはします。原発でもそうであるし、大体そんなような感じはします。果たしてそれがどうこうというのは私の範疇ではないと思いますけれども、何となく矛盾は私も感じると思います。

ただ、本町にとって、これからこの風力発電がどうなるかは分かりませんが、全く自然に手をつけなければいいという考えでもないと思いますし、今言ったような災害の起きるような心配をすることが、それもよくないと思いますし、いろいろ判断をするために、よく見極めたりですね、それから実際にやられているところなんかの場所も、議員の皆さんもよく研修されて、お互いに話をかみ合わせていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 森林を伐採して再生可能エネルギーをつくるというのは、太陽光も含めてなんですけど、CO<sub>2</sub>を吸収する森林を伐採して再エネというのは、やっぱりどう考えても矛盾してると思います。それで、例えばヨーロッパとか中国とかアメリカとか、本当に平らな面積のところがたくさんあるところに造るのは、それはそれで役に立つと思いますが、日本はそういうところがありません。そして、なぜこういう山の上に来

るかというところ、非常に地代が安いからです。安く手に入る。そして、反対運動もあまり起きないというところが狙われてる、はっきり言って狙われていると思います。でも、そういうところで、私たちはしっかりと考えていかなければならないと思います。

それでは、次の大きな2番目の障害者の就労支援について御質問をします。

第6期障害福祉計画というのが、令和3年の3月に策定されました。障害のある人が生きがいを持ち、自立した生活を送るために就労活動は重要です。そのための支援として、今後どのようなことを考えているのでしょうか。

○町長（早坂利悦君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の2つ目の質問、障害者の就労支援についてということがありましたので、御回答を申し上げたいと思います。まず、大まかにこの障害施設関係についての本町の状況を申し上げたいと思います。

障害のある方の就労を支援するため、障害者総合支援法に基づいて、就労移行支援や就労継続支援A型、それからB型の就労支援サービスがあります。就労移行支援は、就労と希望される障害のある方に対し、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練を得て、一般企業等への雇用を目指すものでございます。

就労継続支援A型は、一般企業等での就労が困難な方に対し、雇用契約を結び、就労の機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行うものであります。

就労継続支援B型は、一般企業等での就労が困難であり、雇用契約に基づく就労も困難な就労経験がある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供をするとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスであります。

令和4年4月末時点では、就労移行支援と就労継続支援A型を利用している方はおりませんが、就労継続支援B型については、町内の就労継続支援施設そにゃるをはじめ、加美町や大崎市、大和町などの8施設で24名の障害のある方が利用しているところであります。

就労支援サービスの利用に当たっては、障害のある方のサービス利用計画を作成する相談支援事業所が、町内には町の社会福祉協議会のしんしん、そしてそにゃると同じ系列で行っているこらそんの2か所があります。その他の加美町や大崎市の相談支援事業所もあり、障害のある方の状況の変化に応じて適切なサービスができるよう相談体制が整っております。

町としては、障害のある方の障害の種類や程度、作業能力に応じた就労支援サービスの提供が受けられるよう近隣の就労支援事業所等や、相談支援事業所との連携を図り、地域で自立した生活ができるよう支援に努めてまいりたいと考えております。なお、そのほかに支援として今お尋ねがございましたけれども、事業所の確保ということで協力をしたいものだなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 加美町に加美町障害者自立支援センターというのがあります。運

営主体は社会福祉法人大崎誠心会で、加美町が関わって施設を整えたということで、加美町議会平成19年第1回定例会の議事録を見ました。

この建物は加美町の保育所を利用したもののようです。保育所の建物を町の予算で改修して、それを事業者は無償で貸付けしたと。それで、指定管理者の指定はしたんですが、委託料はなしと。それは、こういう施設を運営するときに利用料ということで、国と県と町からお金が下りてくるので、それで運営できるので委託料はなしということでやってるようです。そしてその議会の議論の中で、町でお金を出してやってるのだから、町の障害者政策をここに反映させて、例えば町民が優先的に利用できるなど、基本協定を結ぶべきであるというようなことが議論されていました。

色麻町について見てみますと、色麻町独自の就労支援施設というのではなくて、近隣のあちこちのところを利用しているというのが現状だと思います。色麻にも民間事業者があるわけですが、そこを支援することで、色麻町の障害者政策を反映させるということをこれから進めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の民間の中でそにゃるという会社で、障害者のいわゆる支援、就労支援をやられているということは、私はむしろ大変敬意を表したいというふうに思っているんです。本来であれば、町でやらなくちゃならないような事業であったかもしませんが、民間でやってもらっていることについては、大変ありがたく思っております。

それですと、これは改めて皆さんにも相談を申し上げる時期が来ると思うんですけども、6年、令和6年の4月が認定こども園の開園予定なんですね。そうしますと、保育所空くんですよ。それで、清水のあの保育所、今、大内議員からいろいろな話が出ましたけれども、私も皆さんに相談を申し上げて、この清水保育所をこの民間のそにゃるのほうにですね、この就労施設B型の就労施設支援をやっていますので、この人たちに利用させてあげたいものだなあというふうには思っております。いずれその時期が来ましたら、皆さんに相談を申し上げたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 加美町でも加美町保育所を利用して、先ほど言ったような建物を整備して、指定管理の委託をしてという形でやってるということで、保育所を利用するというのも十分に可能性のあることだと思います。ぜひそういうことも併せて、いろいろな支援を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 日程第4、報告第1号令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和3年度色麻町一般会計繰越明許費）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 報告第1号令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

令和3年度色麻町一般会計補正予算（第13号）に規定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

款、項、事業名、金額を申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費では、社会保障・税番号制度整備事業で264万円。

第3款民生費第1項社会福祉費では、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業で2,439万円。

第4款衛生費第1項保健衛生費では、保健福祉センター施設管理事業で92万円。

第8款土木費第2項道路橋梁費では、大原5号線道路拡幅工事で725万8,000円。

金額合計2,520万8,000円を全額翌年度に繰り越したものでございます。

財源内訳でございますが、未収入特定財源の国県支出金が1,703万円、一般財源が817万8,000円となりました。

以上、簡単ではございますが、令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書についての御報告といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今、報告ということで、総務課長よりありましたけれども、この2款の総務費、3款の民生費、4款衛生費、8款の土木費、それぞれ繰越明許した理由。今の説明では足りないのでは、なぜ令和3年度から4年度に繰越しをしたのか。令和3年度中で、なぜこの事業が完了しなかったのか。その理由を詳しく説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

社会保障・税番号制度の整備事業でございますけれども、まずこの事業はですね、マイナンバー制度に基づきまして、マイナンバーカード所有者の転出転入手続をワンストップ化するというシステム改修でございます。これによってですね、社会保障分野の事務手続等において利便性が向上するというものなんですけれども、年度内にですね、ソフトウェアを提供させる予定でありましたが、運用方法、システムの構築など改修事項を検討した結果ですね、国と委託ベンダーとの調整に時間を要したことによってですね、開発が遅れまして、繰越しをするというものでございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君）お答えいたします。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期する中で、様々な困難に直面した方々に対し、生活、暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するものであります。

こちらにつきましては、申請期限が住民税非課税世帯につきましては4月いっぱい、あと、それから、家計急変世帯につきましては、令和4年9月30日までとなっております。その都合上、令和3年度では当然完了しませんので、令和4年度に繰越したものであります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君）お答えいたします。

保健福祉センター施設管理事業ということで、令和3年度便座交換修繕ということで、部品の調達がですね、海外から入荷ができませんでして、コロナの影響によりまして入荷が遅れまして、繰越しというふうになっております。

あと、もう一点につきましては、高圧機器の、こちらも部品が海外から入荷せず繰越したということで、92万円の事業となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 土木費道路橋梁費、大原5号線道路拡幅工事につきましてはの繰越しでございますが、こちらにつきましては、N T T柱の移設が遅れたことにより、繰越しになりました。

以上です。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 総務管理費それぞれ、2款、3款、4款、8款の説明がございましたけれども、その中でね、2款、4款、8款は分かりました。この3款について、これたしか令和4年1月5日に可決された案件だというふうに記憶をしております。その中で説明にもありましたように、住民税、コロナ禍による住民税非課税世帯臨時特別給付事業ということで、速やかに給付事業を行うべく国からの通達もあったはずであるし、また、そういう趣旨の事業でもある。それが今日6月7日、もう既に半年。1月5日に議決されて以来、もう半年を過ぎてる。その間このコロナ禍によって、住民税非課税世帯の方々の生活はますます困窮しているかもしれない。そういう方々をいち早く、素早く救うために、この住民税非課税世帯等への臨時特別給付事業があるものと理解をしておりました。しかし、なぜあれから半年も過ぎて、登録の仕方がね、どうのこうのという受付の問題もあったのかもしれませんが、ちょっとこれではこの事業の趣旨からすると、半年も遅れてるというふうになってしまうわけですが、なぜこの申請期間だけの問題ではないような気がするんですが、ほかに何か理由があるのか

どうか、もう一度お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

今回の繰越明許費繰越計算書については、報告ということになります。3月の最終議会3月31日でしたっけ。そのときに繰越明許費の承認をいただいております。そこで、今回はこの承認いただいた繰越明許費をこのぐらい繰り越しましたという報告になります。ですので、今現在、まるっきり今回この金額を繰越します、繰越しました、これから繰り越しますというわけじゃなくて、繰越しましたという報告になります。ですので、6か月、半年たってまだ終わってないのかというわけではなくて、予算書上繰越しましたという報告を、今回の6月定例会において報告させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） そうすると、事業としては幾らか進んでるというふうに理解してよろしいということですか。答弁願います。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

当然ながら、4月に入ってから、皆さん、非課税世帯の方には支給はしております。現在、7月いっぱい申請期限は締め切らせていただいております。非課税世帯の給付金につきましては。家計急変につきましては9月30日まで申請期間がありますので、こちらはまだ受付は行っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第5 報告第2号 令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について  
(令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計繰越明許費)

○議長（中山 哲君） 日程第5、報告第2号令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計繰越明許費）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 報告第2号令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第7号）に規定をいたしまし

た繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

款、項、事業名、金額を申し上げます。

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費において、工業団地整備事業3,219万1,000円の全額を翌年度に繰り越したものでございます。財源の内訳でございますが、既収入特定財源の3,210万円は令和3年度において造成工事費充当分として借り入れた地方債工業団地整備事業債の総額のうち、繰越事業への充当分を既収入特定財源として繰り越し、計上したものでございます。その他の財源といたしましては、一般財源が9万1,000円となりました。

以上、簡単ではございましたが、令和3年度色麻町繰越明許費繰越計算書についての御報告といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第6 報告第3号 令和3年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（中山 哲君） 日程第6、報告第3号令和3年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 報告第3号令和3年度色麻町水道事業会計予算繰越計算書について、報告の内容を御説明申し上げます。

令和3年度色麻町水道事業会計の予算繰越しにつきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費において、八原浄水場導水管布設事業及び八原浄水場機械電気改修事業において、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け材料の納品が遅れ、年度内の完成が困難となり、導水管布設事業で1,250万円、機械電気改修事業で1,685万円を繰越しといたしました。

また、町道大原5号線拡幅工事に伴う配水管布設事業では、施工区域内において既存専用物の移設が遅れたことにより、道路拡幅及び配水管の布設工事遅れることとなり、548万2,000円を繰越しといたしました。

財源といたしましては公営企業債1,580万円と、当年度分損益勘定留保資金1,903万2,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し



上げます。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま説明いただいたんですが、大原5号線につきまして説明がありますが、既存占有物の移設が遅れたためとの内容ですが、もう少し具体的に内容等の説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

配水管の布設事業につきましては、当初は11月頃にしか電柱移転ができないという回答でしたが、再三N T Tさんと協議をした結果です。7月には電柱移転が可能という連絡が5月中旬頃ありましたので、工事については移転終了後になりますが、8月の上旬には完成させる予定でございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時06分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について  
(色麻町税条例等の一部改正)

○議長（中山 哲君） 日程第7、報告第4号専決処分の報告について（色麻町税条例等の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 報告第4号色麻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、御説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、色麻町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関す

る条例第2条の規定により専決処分をいたした次第であります。

それでは主な改正点につきまして、本日議員皆様にお配りいたしました参考資料により御説明いたします。

参考資料1 ページを御覧ください。

1番目の個人町民税ですが、住宅借入金等特別税額控除の特例の延長で、控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とします。控除期間につきましては、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等は13年間、その他の住宅は10年間となります。また、控除限度額につきましては、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことに伴い、所得税の課税総所得金額等の5%になります。

下に、これまでの税額控除の推移を載せております。平成26年3月までは控除期間は10年間、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%でしたが、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を平準化緩和するために、平成26年4月から令和元年9月までの間に居住した場合は、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%としております。その後、令和元年10月の消費税率引上げの際には、令和元年10月から令和2年12月までの間に居住した場合は、控除期間を3年間延長して13年間としております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、令和3年1月から令和3年12月までの間に居住した場合は、引き続き控除期間を13年間としております。

今回の改正では、令和4年1月から令和7年12月までの間に居住した場合、控除期間につきましては、令和4年、5年居住は13年間、令和6年、7年居住は省エネ性能等の高い認定住宅等は引き続き13年間、それ以外の一般住宅は10年間となります。また、控除限度額は、消費税率引上げによる需要平準化対策が終了したことに伴い、所得税の課税総所得金額等の5%となります。

続きまして、2ページ、裏面を御覧ください。

2番目の固定資産税ですが、(1)土地の負担調整措置の特例で、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行は評価額の5%を評価額の2.5%とするものです。

下の図を御覧ください。

負担調整措置は、3年に一度の評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合に、上昇幅を一定範囲、新しい評価額の5%に抑えて段階的に課税標準額を引き上げる制度です。

令和3年度税制改正において、コロナ禍における納税者の負担感に配慮するため、令和3年度に限り、評価替えに当たり規定の負担調整措置を講じた結果、令和3年度の税額が上昇する土地については、令和2年度と同額とする特例措置が設けられております。この特例措置は令和3年度に限りと規定されておりますので、令和3年度で終了となります。

令和4年度税制改正では、負担調整措置は継続のまま、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等における負担調整措置の上昇幅を2.5%とする特例措置が設けられております。

次に、(2)固定資産に係る登記所から市町村への通知事項の拡大ですが、不動産登記法の改正により、DV被害者等の保護を図るため、登記所にDV被害者等から申出があった場合は、登記事項証明書に登記簿上の住所に代わる事項を記載することとされます。登記所は、土地または建物の表示に関する登記をしたときは、市町村に登記情報を通知することとされており、法改正により市町村への通知事項にDV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項が追加されます。

今回の税制改正により、登記所からの通知にDV被害者等の登記簿上の住所に代わる事項が記載されている場合には、市町村が発行する固定資産関係の証明書においても、登記事項証明書と同様の措置を取るものです。

以上が主な改正点となっております。そのほかにつきましては、用語や規定の見直し、引用条項の変更、号番号ずれ、文言の修正等になっております。

それでは、参考資料で御説明した点について、審議資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

審議資料の1ページをお開きください。

第18条の4は、参考資料2ページで御説明いたしました固定資産に係る登記所から市町村への通知事項の拡大に伴い、法第382条の4に規定する当該証明書に、住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含むを追加するものです。

次に、7ページをお開きください。

第73条の2は、先ほどと同様で、固定資産に係る登記所から市町村への通知事項の拡大に伴い、法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に関わる事項の記載をしたものの閲覧を含むを追加するものです。

次に、8ページを御覧ください。

第73条の3は、先ほどと同様で、固定資産に係る登記所から市町村への通知事項の拡大に伴い、法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含むを追加するものです。

附則第7条の3の2には、参考資料1ページで御説明いたしました住宅借入金等特別税額控除の特例の延長で、控除される住民税の年度を令和20年度、居住年を令和7年に改正するものです。

次に、11ページをお開きください。

附則第12条は、参考資料2ページで御説明いたしました土地の負担調整措置の特例で、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5を追加するものです。

次に、14ページをお開きください。

附則第26条は、令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、令和4年に居住した場合において、住宅借入金等特別税額控除を適用すること

を規定しておりますが、今回の改正において令和7年居住まで延長されたことに伴い、附則第26条の規定の内容が、附則第7条の3の2の規定の内容に含まれることとなるため、削除するものです。

次に、附則について御説明いたします。議案書の8ページをお開きください。

附則の第1条の施行期日は令和4年4月1日から施行すると規定しており、地方税法等の関係で、これと異なる日に施行するものを第1号から第3号に規定しております。第2条は、納税証明書に関する経過措置を規定しております。第3条は、町民税に関する経過措置を規定しております。

9ページの第4条は、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上、色麻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の御説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第8 報告第5号 専決処分の報告について

（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（中山 哲君） 日程第8、報告第5号専決処分の報告について（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 報告第5号色麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、御説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、色麻町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、専決処分をいたした次第であります。

主な改正点につきましては、国民健康保険税限度額の改正でございます。詳細につきまして、お手元の審議資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

審議資料の17ページをお開きください。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に引き上げることを規定しております。第2条第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に引き上げることを規定しております。

第23条第1項は、第2条において課税限度額を引き上げたことに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について改正するものです。

18ページは、附則第2項は、地方税法の改正に伴い、同条中を同項中に改め、文言の整理を行っております。

次に、附則について御説明いたします。議案書11ページをお開きください。

第1項の施行期日は、令和4年4月1日から施行すると規定しております。

第2項の適用区分においては、改正後の色麻町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の国民健康保険税について適用することを規定しております。

以上、色麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第9 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第36号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第36号和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明いたします。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、相手方住所、大崎市古川西館3丁目1番23号、本間 篤様が、令和4年2月17日午後6時10分頃、町道北條線の黒沢字北條地内を自家用車で通行中に、アスファルト路面に開いていた直径が50センチ程度、深さ13センチ程度の穴の部分を行きかけたことにより、右側前輪タイヤがパンクし破損したものです。なお、相手方にけがはありませんでした。

相手方の車両の修繕費の賠償につきまして、本町との間で協議が調いましたので、修繕料6,732円の損害を賠償することで示談をいたすものです。

和解の内容ですが、本町は相手方に損害賠償額6,732円を支払うこと及び本町と相手方の間には、本和解のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認するものです。なお、この損害賠償金につきましては、その金額が全国町村会総合賠償保険より補填されるものです。

以上申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします  
ます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今、課長のほうから理由、説明あったわけですけども、その中で大きさが、直径が50センチって言いましたよね。深さが13センチ、凍上、いわゆる凍って穴が空いたっていうところだと、せいぜい二、三十センチ、大きくてもね。でも、50センチっていうことになると、かなり目立つわけですよ。それが気づかなかったということ自体が不思議なんですけれども、道路の管理というのはどのようにしているのか、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

当該箇所は除雪路線であり、除雪作業により路面が傷んでしまっておりました。そのことが原因で、降雪のため圧雪路線となっていたもので、融雪が始まってそれを把握できなかったのが今回の原因でございます。今後はこのようなことがないように、パトロールを重点的に実施したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 除雪ということ、要するに雪が積もったと。それが天気がよくなって解けてきたと、雪が。そこにたまたまその車両が通りかかって、今の報告にあったような、議案36号という形で出たわけですけども、それまでは気づかなかったということなんですか、じゃあ。多分ね、一冬だけでそれだけの穴が空くというの、考えられないんですよ。50センチというもの大きな穴。ということは事前に、この雪が降る前に、それなりに傷んでいたんではないのかというふうに思われるんですよ。それがたまたま積雪、融雪、積雪、融雪、要するに雪が積もって天気がよくて解ける、その繰り返しでそこにまた除雪作業車が入ったことによって、そういうふうに拡大したというふうにも取れるんですけども、やはり日々しっかりと町道を確認して、保守点検さえしていれば、額は小さい額ですけども、ややもすれば大事故にもつながる可能性あるんですよ。

古い話ですけどもね、昭和の時代に北大村の駐在所があるんですけども、そこに浦幸商店という商店があります。そこんところに小さい穴が空いてて昔、ところが、その当該車両が80キロぐらいのスピードで、あそこちょっとカーブになってるんですよ。80キロぐらいのスピードでね、タンクローリー車と正面衝突したことがあるんです。ややもすると、大惨事。だから、たかが穴じゃなくて、侮れないんですよ、穴だけに。だから、しっかりと管理していただかないと、たまたま今回この6,732円で済んでいますけれども、そういう大事故にもつながる可能性があるんだということだけはしっかり認

識して、担当課として常にパトロールしながら、当然私らも町民としてそういう穴があったり、道路の変化した部分があれば、もちろん担当課に言いますし、区長さんもいるわけですね。だからやはりそういう何かあったときには、すぐ連絡いただけるような、そういう体制も取っておく。そういう話もちろんしておけば、そういう事故にならなかった可能性があるのも、その辺も含めてしっかりと対応してほしいと思います。もう一度答弁。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今後は広報紙等、あと、区長さん等に連絡をして、穴の空いてる状態だ、連絡をもらうような形に取っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第37号 色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第37号色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第37号色麻町議会議員及び色麻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、本年4月6日に公布されました。この改正は、最近における物価の変動等に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公費負担の経費に係る上限の単価が引き上げられた改正でございます。

本町条例につきましては、議会議員選挙及び町長選挙において、立候補者の負担を減らし、立候補者間の選挙運動の機会均等を図るという目的で、令和2年12月の議会において新規設定をいたしておりましたが、国の基準に合わせて今回改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。審議資料19ページと併せまして、本日お配りいたしました参考資料を御覧いただきたいと存じます。

今回はこの参考資料のですね、赤書きの金額に改正というふうになります。まず、第4条の(2)のAということになるんですけども、選挙運動用自動車のみ借り入れる契約をした場合の借用料でございますけれども、1日につき1万5,800円だったものを1万6,100円に改めます。

次に、同じく(2)のイということになりますが、選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をしたときの燃料代ということになりますが、1日につき7,560円を7,700円に改めます。

次に、審議資料20ページになりますけれども、第8条選挙運動用ビラの作成費用でございますが、町長選挙及び議会議員選挙ともに、1枚当たりの作成単価7円51銭を7円73銭に改めます。

次に、第11条選挙運動用ポスターの作成費用でございますが、1枚当たりの作成単価525円6銭を541円31銭に、加算する金額を10万3,500円を10万5,417円にそれぞれ改めます。これによりましてですね、参考資料の上限単価等という欄になりますけれども、その記載の朱書きのとおり限度額が引き上がるということになります。

上限単価の改定につきましては、人件費物件、物価の変動などを考慮する共通の考え方で、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に改正が行われているということのようでございます。町村の議会議員、町長、町村長の公費負担がですね、令和2年の12月からということになりましたので、今回初めての改正ということになりますが、例えば市議会とかですね、そういうところについては、もう3年に1回ずつ、多分このような改正がなされているんだろうというふうに思います。

今後ですね、こういう趣旨からすれば、3年に1回の参議院の選挙のときにはこのような改正が行われるものだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。なおですね、この引き上げられた単価の算出根拠等につきましては、公表されておりませんので、細かい数字等はちょっと分からないということになります。本町ではいろいろな面で独自に基準を定めたり、金額を定めたりということではなくて、あくまで国の基準に準拠といいますか、参酌しているという状況でございますので、御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第38号 色麻町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第38号色麻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 議案第38号色麻町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度及び3年度の国民健康保険税においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、国民健康保険加入者の税負担軽減を図るため、被保険者一人一人にかかる均等割を2分の1に引下げを行ったところであります。今回の改正は、現状では新型コロナウイルス感染症の影響はいまだに大きく、加入者の生活に対する影響を鑑み、令和4年度の国民健康保険税においても、令和2年度及び3年度と同様に均等割を2分の1に引き下げるものです。

それでは、改正点につきまして御説明申し上げます。議案書14ページ、あわせて審議資料22ページを御覧ください。

令和2年度及び令和3年度における国民健康保険税の課税の特例については、附則第15項で規定しておりましたが、令和4年度からの国民健康保険税の未就学児の軽減を規定している条例第23条第2項も読み替えする必要がありますので、令和4年度の課税の特例として、附則第16項として追加しております。

附則第16項の表を御覧ください。

表の左欄には、条例本則にて均等割額について規定している条を、中欄には左欄に掲げる条で規定している現行の均等割額を、右欄には令和4年度分の均等割額を記載しております。第4条は医療分の均等割額を規定しており、現行の2万5,200円を2分の1の1万2,600円に、第7条は後期分の均等割額を規定しており、現行の7,200円を2分の1の3,600円に、第9条は介護分の均等割額を規定しており、現行の8,400円を2分の1

の4,200円にするものです。

第23条第1項は、低所得者について所得金額に応じ、7割、5割、2割の軽減措置が図られ、その軽減金額を規定しております。第23条第1項第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減について規定しており、それぞれの号のアは医療分、ウは後期分、オは介護分の均等割額の軽減金額を規定しております。先ほど御説明しました第4条、第7条、第9条の均等割額を2分の1にすることに伴い、7割、5割、2割、それぞれの軽減金額についても2分の1とするものです。

第23条第2項は、未就学児の軽減措置について規定しております。第23条第2項第1号は、医療分の軽減、第2号は後期分の軽減について規定しており、それぞれの号のアは7割軽減、イは5割軽減、ウは2割軽減、エは軽減がない場合の均等割額の軽減金額を規定しております。先ほどの23条第1項と同様に、未就学児の軽減金額についても2分の1とするものです。

次に、附則について御説明いたします。議案書の15ページを御覧ください。

施行期日は公布の日から施行することとし、適用区分にて改正後の色麻町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税について適用することを規定しております。なお、国民健康保険税の試算の結果、この改正により町が宮城県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源は、約2,700万円不足する見込みとなっております。この不足する財源についてですが、国民健康保険財政調整基金の3月31日現在の残高は1億3,590万円で、令和3年度の剰余金処分後の基金残高は1億6,990万円となります。この基金の残高を考慮して、不足額については基金からの繰入れで補うこととして、今回の国民健康保険事業特別会計補正予算にて御提案しております。

以上、色麻町国民健康保険税条例の一部改正の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第12 議案第39号 色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正  
について

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第39号色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第39号色麻町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本改正は、より一層の水需要増加に対応するため、昨年度より色麻地区において、新たに取水施設の増設工事を実施いたしました。あわせて、県に対し、水道事業の認可変更申請していたところ、5月25日付で認可が下りたこともあり、水道事業設置等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

内容といたしましては、第2条第3項中、給水人口を7,457人から6,524人に、同条4項中、1日最大給水量を3,239立方メートルから3,886立方メートルに変更するものです。給水人口は減少、1日最大給水量は増加という改正内容ですが、これは年々人口が減少するものの、宅地造成及び企業等による使用水量の増加、また、工業団地造成に伴う新たな企業などの誘致等、水需要の変化に対応するため、既存施設の改修をしながら、水道水の安定供給と住民サービスの向上に努めてまいります。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ただいま課長より提案理由の説明がありましたが、その中で給水人口は人口の減に伴って減りますが、1日最大給水量が増えたと。そのことによって認可を取る際に、多分人口、給水量だけでなく、管の大きさ、1日1人当たりの給水人口に対する管の太さなどもですね、認可の際に多少審査がされるものと思われませんが、その管路の大きさとか、また、浄水場の処理能力、その辺の兼ね合いなどはどのような経過があったものなのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

ちょっと関係の資料がちょっとないものですが、今回の給水人口並びに給水量の設定につきましては、厚生労働省による水道法第10条に基づき、過去10年間の実績の増減を基に予測値15年間を設定し、その中の最大値を認可値としております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 過去のデータをもって将来の人口を推測して、このような数字が出てくると思います。私が申しましたその管路の大きさですか、管路が大きくしなくなるとか、そういうことになりますと、またまたそういう事業費がですね、かさむというおそれがあります。その辺もですね、今度のいろんな事業計画に沿って考えていくものと思われませんが、この整備に当たってですね、いろいろ財源等も出てくると、必要になってくると思いますが、今後もそのような対応でですね、なってきた場合において、現在の水道事業計画で管路整備をやってますが、それらも含めてですね、一緒にやっていくという考えの下で行うということですのでよろしいかどうかだけお伺いします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今後ですね、その計画を基に、あと、漏水の多い路線とかを集中的に修繕していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今、説明ありましたとおりの理解をするんですけども、この3,886立方メートル、いわゆる647立方増えるわけですけども、これは時期としてはいつ頃をピークと見ているか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

人口につきましては、令和3年度でございます。あと、給水量につきましては、令和4年度の数値を使っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 違うの。要するに、3,230立方メートルから3,886立方メートル。

要するに647立方メートル、今後給水量が増えますよということの改正でしょ。そうした場合、このピークとなるのはいつ頃と予測してるんですかということなの。それが令和2年なの。改正するっていうことは、今改正するということ、今後その3,886立方メートル消費される、給水しなくなる時期がいつなんですかということなんですけれども、それを令和2年とか。（「4年」の声あり）4年の何月までは分からない。

要するにね、今回報告第3号であったように、繰越ししてるわけだよね。そうした場合、この3,886立方メートル、給水最大給水量が果たして間に合うのかなという懸念があったもんですからお尋ねしたんですけども、この工事とこの給水量増加の見込みの、これについては問題なく工事は進むというふうに予測してるかどうか、では確認します。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

先ほどの回答の中で最大給水量ですが、これは最大の、先ほど言った3,886が最大の

ピーク値でございますので、今の現段階では3,886まで行ってませんので、そういうことです。

以上です。

- 議長（中山 哲君） あのさ、課長。あのね、最大まで行くピークはいつなのやって聞いてんの。工藤昭憲議員。
- 8番（工藤昭憲君） 私の質疑の仕方が悪いのかどうか知りませんが、要するにね、この報告3号であったように、この工事が繰越したわけでしょ。延ばしたわけだ。それに伴ってこの3,886立方メートル、最大使うかどうか知りませんが、この予測として3,886立方メートル使う可能性、給水しなくない可能性がありますよということで今回改めた。その中で報告3号でこのように繰越しをして現在いるんですけども、これに支障がないのかどうかということなの。工事をしたことによって、繰越したことによって、それを今。
- 議長（中山 哲君） 建設水道課長。
- 建設水道課長（高橋秀悦君） 大変すみませんでした。この認可の数値でございますが、今回の繰越した事業も含まれての形でございますので、よろしくお願いします。
- 議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
- 議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
- 議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。  
本日はこれにて延会します。  
御苦労さまでした。

午後4時48分 延会

